

目次

G-CV-1st-1★訴状20190620	2
G-CV-1st-2★準備書面①20190805	15
G-CV-1st-3★準備書面②20191015	18
G-CV-1st-4★準備書面③20200106	22
G-CV-1st-5★準備書面④20200526	26
G-CV-1st-6★準備書面⑤20200804	29
G-CV-1st-7★準備書面⑥20200929	33
G-CV-1st-8★準備書面⑦20201102	35
G-CV-1st-9★証拠20190520	36
G-CV-1st-10★証拠追加20191015	39
G-CV-1st-11★証拠追加20200804	40
G-CV-1st-12★証拠訂正20190805	41
G-CV-1st-13★甲4号証-反訳書	42
G-CV-1st-14★甲5号証-反訳書	46
G-CV-1st-15★甲6号証-反訳書	50
G-CV-1st-16★甲7号証-反訳書	52
G-CV-1st-17★甲8号証-反訳書	55
G-CV-1st-18★甲9号証-反訳書	58
G-CV-1st-19★甲11号証-反訳書	60
G-CV-1st-20★甲12号証-反訳書	61
G-CV-1st-21★発砲当日	63
G-CV-1st-22★甲18号証	65
G-CV-1st-23★甲19号証	70

前橋地方裁判所 御中

原告 今井 豊

訴状G

原告

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被告

住所(送達場所) 〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑 318
みなかみ町 同代表者 町長 鬼頭春二 電話 027-862-2111 FAX 027-862-2291

慰謝料請求事件 請求金額 10万円 ちょう用印紙額 1千円

第1 請求の趣旨

1 被告は原告に対し慰謝料10万円を支払え(今回は試験訴訟です)

後述の通り、みなかみ町職員らは包囲網として共謀して職権を濫用し、私に加害しました。摘発後の包囲網の各人に請求すべき慰謝料の性質は共犯、つまり共同不法行為責任であり、その基本金額は、一人当たり3,000万円と想定しております。

但し、直接的に私にかかわった人々については、共犯の賠償責任と本件不法行為による賠償責任が半々と想定しております。

今回は本件不法行為によって直接被った精神的損害(著しい恐怖と屈辱)に対する請求です。なお、既述の基本金額の法的位置付けについては検討中であり、①逸失利益に対する補償、②代位弁済、③代表者への請求、のいずれかを想定しております。

2 訴訟費用は被告の負担とする

第2 請求の原因

岸良昌(元町長)、ハラサワ(元総務課長)、タムラ(獣害対策センター所長)や同所員らは、後述の通り、A事件(脅迫の為の殺人)やB事件(猟銃による脅迫)を隠蔽し、私の被害を放置し、または事件に加担し、告訴を妨害しました。

具体的にはB事件について、みなかみ町には後述の猟友会に対する使用者責任ないし任命責任が有るのに、自治体の重要な行政事務として一般に認識されている防犯や住民の安全確保の使命すら認識しないことによって自らの作為義務を葬り、また他方で原事件が私の生命への脅迫であることや沼田署の隠蔽を根拠無く認めないことによって私の当事者適格を葬り、被害を放置して隠蔽し、告訴を妨害して来ました。

なお、B事件のうち群馬県警による不法行為は、貴所 平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件にて係属中です。

これらは、包囲網の威力によって社会的妥当性の基準を歪め、犯罪の当り前の蓋然性を認め

ないことによって正当化するものであり、一言すれば、公序良俗の偽装です。

本件みなかみ町職員らの対応は①理由を欠き、著しく不合理で事実を否定しており、信義則(民法1条)違反や公序良俗(民法90条)違反であり、②基礎自治体としての住民の身の安全への配慮を欠いており、捕獲隊への監督責任を放棄しており、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、③人権侵害であり、彼らの職務上の故意または過失であり違法です。

これによって私は精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

よって日本国憲法13条と日本国憲法17条に基き、

①国家賠償法1条1項、

②国家賠償法第4条による民法の規定(民法709条及び民法710条の一般不法行為責任もしくは民法719条の共同不法行為責任に基く民法715条の使用者責任)の公人への類推適用、

③民法709条及び民法710条の一般不法行為責任もしくは民法719条の共同不法行為責任に基く民法715条の使用者責任の公人への類推適用、

のいずれかの選択適用により、被告に対して慰謝料を請求します。

なお、いずれも適用可能な場合は、先順位から(②、③内においては後者を)適用ねがいます。

★人権ないし人格権の侵害とは、一個の人間として認められる権利(憲法13条)に基くものであり、自治の権利(自由権規約1条、憲法13条)や生命に対する固有の権利(自由権規約6条、憲法13条)や平等権(憲法14条)などです。

第3 みなかみ町に訴えた内容(原事件と沼田署の不当性)

私がみなかみ町に訴えたのは、原事件の事件性と警察の不当な対応の両方です。

不法行為1の異議申立において訴えたのは、甲2号書証の通り、警視庁による被害届の隠蔽とそれにまつわる脅迫の為の殺人です。

I 猟銃事件の概要

1 ★★★最初の狙撃の自明の違法性

2015.1.11(日)午後2時頃、私の畑(群馬県利根郡みなかみ町上牧2521-1)で座って焚き火をしていたところ、本件発砲者(被疑者不詳)が、①無断でその畑の北側から南に約30m踏み込んで、②私の存在を承知の上で、③私の無意識下で、④至近距離約30mで、⑤ほぼ対面で、いきなり発砲しました。

この発砲は、外形的にも私という人間の存在を無視した極めて傍若無人な行為ですから、特に自治の権利の侵害を始め、その違法性は以下の通り、あまりにも自明であり、それを敢えて行った裏には、当然に、何らかの特別な意図が推測されます(当り前の蓋然性)。

A 狩猟法違反 第38条3「弾丸の到達するおそれのある人～」に当たります

B 暴行罪 私の無意識下を承知の上での轟音による物理力の直接行使です

C 殺人未遂罪 獲物の実在や、銃口の方向、着弾点などを示す証拠は有りません

D 脅迫罪 その無言の脅迫の意図は言うまでも無く「お前を撃ち殺すぞ」です。

2 ★★★通り道上の血痕の散乱

2015.1.26(月)午前9時より前 狙撃グループは、私が通るのを狙って、畑への通り道上(上

牧 2517-2)に夥しい血痕を散乱させ、カラスの大群を集めて騒然とさせました。

(説明)立場と立地と偏在と量が不審

ハンターにも縄張りがあるので、ほぼ狙撃グループの仕業だと思いましたが、処分を受けた後の狙撃グループの仕業だとすれば、無神経過ぎます(残渣放置規則違反は自明)。

つまり、その無言の脅迫の意図は「この獲物のようにお前を殺すぞ」です。

- ・カラスや獣は通り道など意識しないので、極めて人為的(99%以上)
- ・捌くのに通り道まで持ち出す必要無し
- ・ウリ坊二匹分にしては異常に多量過ぎると思われる

3 ★通り道の小猪の二匹の死骸

2015. 1. 26(月)17:00 頃、狙撃グループが通り道上(上牧 2517-2 付近)に頭と毛皮だけにした小猪の死骸を二匹置きました。

(説明)立地と時期と匹数が不審

クロイワ警官の現場検証後間も無く、通り道の雪の上に二匹の子猪の死骸が意味有り気に在りました。現場検証より一匹多いです。

つまり、その無言の脅迫の意図は「この猪のようにお前を殺すぞ」です。

- ・カラスや獣は通り道など関係無いので、二匹とも、という状況は極めて人為的(99%以上)
- ・ずっと元の場所に在ったのに、急に動く道理は無いし、鳥の大群はもう居ない
- ・獣や鳥の習性として、持ち帰るつもりで動かしたなら残さない
- ・増えた一匹はどこかに隠し持っていた疑い

4 ★★ハンターのつきまとい

20150221 16:08 高橋和俊が私の散歩の帰路(上牧 3509 付近)にハンターの装備をして現れ、下車して立ち姿を見せました。

(説明)場所と時機に必然性が無く不審

つまり、その無言の脅迫の意図は「我々はこの通り常にお前を監視しているぞ」です。

- ・私の散歩の帰途であること(常時監視に基く待ち伏せの証左)
- ・日没直前なのにハンターの恰好をしていること
- ・ダムの 400m も手前で車を停めたこと、私の目の前に立って見せたこと

5 ★★★通り道上の大猪の毛皮

2015. 3. 27(火)18:16 狙撃グループは、本件発砲より前から在ったと思われる大猪の死骸を通り道で解体し、骨や肉はそっくり持ち去り、チャンチャンコ状態になめした胴体部の毛皮だけを、意味有り気に通り道の雪の上に置きました。

(説明)立地と時期と理由に必然性が無く不審

つまり、その無言の脅迫の意図は「この猪のようにお前を殺すぞ」です。

- ・置き去りにした当初に正当な理由(感染症等)が本当に有ったのなら、三ヶ月近くも経ってから、腐乱した、その問題の有る獲物を捌く意味が無い
- ・捌くのに、通り道まで持ち出す必要が無い(残渣放置規則違反は自明)
- ・獣はこのように毛皮をなめさない
- ・重たい骨は持ち去って、軽い毛皮だけを残すのは不自然

・それならなぜこの時点まで手付かずで残っていたのか？

6 ★★私の身近での度重なる禁猟期間中の威嚇発砲 時期と場所と特例認可有無が不審
151106-0555、151106-0704、151106-0714、151106-0719、160624-0232、170312-0322、
170927-1143(1400 頃)、171007-1034(1050 頃)、171022-1533(大雨)、171114-1850
その無言の脅迫の意図は「我々は一年中いつでも誤射に見せかけてお前を殺せるぞ」です。
そもそも特例先で該当が無い場合は即、違法発砲だと思います。

II 沼田署の不当性

1 反社会性(公序良俗違反(民法 90 条)や信義則違反(民法 1 条 2))と犯罪性

要するに、当り前の蓋然性を認めないことと、その理由を示さないことです。

その狙いは、包囲網の威力によって、社会的妥当性の基準を歪め、つまり、公序良俗を偽装して犯罪を正当化することです。

それが可能なのは、ひとえに包囲網の強大さゆえであり、その動機は社会的村八分です。

言わば、社会全体で裸の王様を演じているようなものです。以下にご説明します。

私が群馬県警に訴えていたのは、毎回常に、生命に対する無言の脅迫被害であり、それが最大要素だったはずなのに、毎回常に、それを否定する理由(合理性)を示していません。

言い換えると、毎回常に、根拠無くわかろうとしないということであり、毎回常に、理由を告知しない不当な受付拒否だということです。

また、根拠無く最大要素を欠いているのですから、判断できるはずがないのに、全て適正な捜査であったと答弁しているからには、その答弁の全てが虚偽であると言えます。

最大要素の欠落というの、すなわち、事実の否定ですから、極め付けの社会不正義です。そもそも警察や検察や裁判所などの強大な権力(強制力)を有する機関には、暗黙の社会的要請として、合理性と説明責任が前提されているはずで

逆に言えば、合理性に担保された裁量ないし自由心証主義であるはずで

これらは人権の歴史から考えても、当り前のことです。

重要なのはその**犯罪性**です。

当り前の蓋然性の一例として、稀有な行動の裏には、何か特別な動機が在るはずだという経験則が挙げられます。

例えば、警視庁が期限付きの被害届を無視したことを違法と感ずることであり、奇遇な轢逃げについて殺人や脅迫の疑いを感ずることであり、無意識下の至近距離からの発砲を違法と感ずることであり、その後の一連現象を脅迫と感ずること

最大要素の欠落という自明の無効性と、常にという常習性、更には、抗議も常に無視して来た点、のいずれも極めて稀有な選択であり、その三点を総合すれば、**故意**と断定できます。そしてそのような対応は、通常であれば、いずれ破綻を来たすことも自明ですから、破綻を来たさないような、何らかの特殊な前提を置いていることが必然的に推定されます。

その前提としては、問答無用の受付拒否、不公平な裁判や原告の殺害などいくつか考えられますが、これまでの経緯を振り返れば、包囲網の圧倒的な組織力によって公序を偽装して犯罪を隠蔽しようとしていることは間違い無いと思います。

要するに、職権濫用による隠蔽と脅迫であり、その狙いは組織力による公序の偽装です。当該事件の轢逃げ事故の公判こそが、その公序の偽装の典型です。

もう一つの典型は群馬県警の猟銃事件であり、いずれも絵に描いたような脅迫劇です。いずれも極め付けの不合理が堂々と通っている点が、公序の偽装です。

公序の偽装は、過去の事例等との比較検証によって、ある程度抑止できると考えます。

2 事件性の隠蔽

訴えた当り前の事件性を根拠無く無視したこと、それが警察法2条や犯罪捜査規範(合理捜査(4条)・総合捜査(5条)、同取扱規定(61~65条))や刑事訴訟法239条2などの職責への違背に当たる、告訴の妨害であることです。

殺人に時効は無いのに、また、犯罪の予防等の職責や内部牽制が要請されているのに、しかも証拠を示して犯罪を訴えているのに、何を今更、とか論理法則に反した答弁を重ねました。

3 予見可能性に基く結果回避義務への違反 前項とほぼ同様です

4 生命の危機の看過

猟銃による脅迫の脅威が、切迫した生命の危機であることに疑いの余地はありません。反射的利益を超えた、生命に対する権利(憲法13条、自由権規約6条)の侵害です。特に警察の場合、その職責に基く作為義務違反であり、不真性不作為犯に当たります。

5 平等権(憲法14条)の侵害

極めて稀有な対応というものは、同時に私限りの差別的対応でもあります。私と同様に無視されれば、誰も警察を利用できなくなることから自明です。警察が保有する統計情報を開示させれば証明できると思います。

6 その他人権侵害

被害を認識し、訴えているのは私なのに、それを理由も無く無視すれば、被害が解消(手続目的)するはずはありませんから、自決権や適正な手続を受ける権利の侵害です。

第4 みなかみ町の不当性と動機

既述の沼田署の不当性のうち、反社会性と犯罪性については大差無い気がします。警察ほど明確な職責ではない代わりに、猟友会(有害鳥獣捕獲隊員)に対する使用者性任ないし任命責任という当事者性と説明責任が有るからです。

要するに、当り前の蓋然性を認めないことと、その理由を示さないことです。

動機は、社会的な村八分であり、包囲網としての威力であり、既に10年以上も前から、この慣習上の偏見に基く迫害の輪がネットを介在して全世界に広がっています。

脅迫殺人(A)と狙撃脅迫(B)はいずれも私の生命への脅迫であり、また本事件もこの二つの派生事件と思われるから、包囲網は私の生命への害意を常に持っていると言えます。

本件の無言の脅迫の害意の対象は、生命と身体と自由と名誉だと考えます。

なお、下記の判例に即して表現すれば、全てが村八分の無言の通告とみなせます。

判例の摘示(甲1) 村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当たるとした判例(大阪高等裁判所 昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 破棄自判)

第5 不法行為

本件は、組織的な、一貫した、私の生命への無言の脅迫であると認識しております。

元より無言の脅迫というものは、その性質上、全体の態様による蓋然性として判断すべきものであって、その蓋然性こそが唯一の状況(間接)証拠であるのが常だと思しますので、不法行為は一つとし、その基礎事実は以下の通りです。

そもそも、刑事の問題を民事で裁くことはできないという論理もあろうかとは思いますが、起訴独占機関である検察による隠蔽も同時に訴えている私の特殊事情をご理解下さい。

- 1 理由の無い強制執行を行い、被害を放置したこと(既に時効)
- 2 猟銃脅迫被害の訴えを根拠無く無視し、被害を放置したこと
- 3 獣害対策センターの職権を濫用して猟銃脅迫に加担したこと
- 4 特例の履歴で特例先を開示せず、告訴を妨害したこと
- 5 狙撃グループの身元を開示せず、告訴を妨害したこと

1 理由の無い強制執行を行い、被害を放置したこと(既に時効)(経過①、甲2)

平成24年末頃、岸良昌が私の異議申立(A事件=脅迫の為の殺人)に対し、私の訴えから私の生命への脅迫の惧れが容易に知りえ、また強く疑うべき状況だったのに、基礎自治体としての住民の身の安全確保という使命を怠り、「税金とはそのようなものではない」と、たった一言で片付け、申立事実の確認を怠り、合理的根拠を示さず、説明責任を果たさぬまま理由の無い審判を行い、不当に地方税等の強制執行をして、被害を放置し、告訴を妨害し、さらにはその強制執行に関する記録を隠蔽しました。

上記行為は理由を欠き、また、事実を否定しており、公序に違反し、自決権や手続を受ける権利等の侵害であり、著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被ったので違法です。

(説明)

地方税の強制執行とは国家権力による強制徴収であり、審判の一種ですから理由は不可欠のはずなのに欠いており、公序違反かつ人権侵害であり無効です。

この申立は、警視庁に提出した被害届の隠蔽を狙って脅迫目的で私の叔母の殺害が行われた疑いが極めて強いので、警視庁の対応が前払いした税金の言わば債務不履行に当たるため、その時期の税金の支払義務は無い、とするものでした。

税務課・タムラの話では、現在その追徴に関する記録が行方不明だそうです(経過⑫)。

これは故意の隠蔽工作が行われたことを極めて強く示唆しています。

残念ながら、この強制執行自体は既に時効にかかっていますが、行為の立証の為に、みなかみ町にこの原本の提示を求めます(20101005付通知書?、総額約15万円)。

2 猟銃脅迫被害の訴えを根拠無く無視し、被害を放置したこと

A 20170123 15:29(経過②、甲3、甲4) ハラサワ総務課長はみなかみ町役場(群馬県利根郡みなかみ町後閑318)での会見において、私が狙撃グループの脅迫を説明し、他の町民が巻き込まれるの恐れ(公益侵害)を強調し、狙撃グループの活動への取締りを要請し、また徴税機関として沼田署への監督を要請したところ、私の訴えから猟銃の悪用による私の生命への脅迫もしくは他の住民の巻き添えの恐れが容易に知りえ、特に前者を強く疑うべき状況だったのに、また、その危険を除去する権限が法定されていて、かつ危険回避に必要な権限を容易に行使できたのに、特例駆除の依頼主という使用者責任ないし任命責任を認識せず、基礎自治体としての住民の身の安全確保という使命を怠り、根拠無くその権限を行使せず、被害を放置し、告訴を妨害しました。

なお、法定された権限とは、みなかみ町農政課獣害対策センターの裁量である禁猟期間中の特例認可の権限です。

上記行為は①理由を欠き、著しく事実を否定し、公序に違反しており、②捕獲隊への監督責任を放棄しており、③人権侵害であり、著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被ったので不法行為です。

B ⑦ 20171023 11:04(経過⑤、⑦、甲7) みなかみ町役場から私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)への通話においてハラサワ総務課長は、私が狙撃グループの脅迫と他の町民が巻き込まれるの恐れ(公益侵害)を強調し、狙撃グループの活動への取締りを要請し、また徴税機関として沼田署への監督を要請したところ、私の訴えから猟銃の悪用による私の生命への脅迫もしくは他の住民の巻き添えの恐れ、が容易に知りえ、特に前者を強く疑うべき状況だったのに、また、その危険を除去する権限が法定されていて、かつ危険回避に必要な権限を容易に行使できたのに、特例駆除の依頼主という使用者責任ないし任命責任を認識せず、基礎自治体としての住民の身の安全確保という使命を怠り、根拠無くその権限を行使せず、被害を放置し、告訴を妨害しました。

なお、法定された権限とは、みなかみ町農政課獣害対策センターの裁量である禁猟期間中の特例認可の権限です。

彼らの上記行為は①理由を欠き、著しく事実を否定し、公序に違反し、②捕獲隊への監督責任を放棄しており、③人権侵害であり、著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被ったので違法です。

C 20171030 15:13(経過⑨、甲9) 私の自宅から獣害対策センター(みなかみ町布施365)への通話においてタムラ所長は、20171022 15:33頃の銃声について、特例先では該当者が居ないと答えたきり、ハラサワ総務課長への私の過日の訴えを承知のうえで、猟銃の悪用による私の生命への脅迫もしくは他の住民の巻き添えの恐れが容易に知りえ、特に前者を強く疑うべき状況だったのに、また、その危険を除去する権限が法定されていて、かつ危険回避に必要な権限を容易に行使できたのに、特例駆除の依頼主という使用者責任ないし任命責任を認識せず、基礎自治体としての住民の身の安全確保という使命を怠り、根拠無くその権限

を行使せず、被害を放置し、告訴を妨害しました。

なお、法定された権限とは、みなかみ町農政課獣害対策センターの裁量である禁猟期間中の特例認可の権限です。

彼らの上記行為は①理由を欠き、著しく事実を否定し、公序に違反し、②捕獲隊への監督責任を放棄しており、③人権侵害であり、著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被ったので不法行為です。

(説明)

上記のBとCは、大雨の中での不審な銃声の調査で同一であり、関連しています。

不法行為2Aについて甲4号証の反訳書より引用

反P1下(私)いや、町と警察とで個別にやっていただいても駄目です。そうゆうので個別対応だとまともな対応をしないんで、ま、一堂に会すことが必要なのかな?と私としては思ってるんですよ。(ハラサワ)ああ、だからあの、そうすると尚更あの、行政、町はですね、捜査権が有るわけではないし、何もそういうことを警察に対してやりなさいとゆうことはたぶん言えないだろうなど。(説明)★★★★無視 無根 職責放棄 威力 要するに犯罪とは認めないことによって対応義務を葬りました。警察の正当行為と決め付けた回答です。捜査権が無い、それはうちではない、などは人権相談所でお馴染の、威力の発言類型です。

反P4上(私)私としてはその、人権、この地区の人権擁護委員のかたに、あの、人権侵犯事案だとゆう認識を持っていただいて、さらに法務省ルートを通じて、東京都や埼玉県、それから群馬県を、それぞれ関連している県の検察を動かしたいと思っております、法務、法務省ルートで。(ハラサワ)検察?検察ですよ?ああ、はい、

反P4下(私)そうですね、ただあの、このグループが挙げられて、その動機が私個人を狙ったものだとゆうことが確定しない限り、他の住民に危険が、同じ目に遭わないとゆう保証はどこにも無いとゆう状況です?はい、はい、すいません。(ハラサワ)そこはあの、結局、会話が堂々巡りになってしまうと思っています。あの、この事案は警察に対してどうのこうのと言うことについて、自治体からはちょっとそうゆうにはできないとゆうふうに思っています。(説明)★★★★抗議を無視 無根 職責放棄 威力 既述の通り、犯罪と認めないことによって対応義務を葬りました。事件性の認識異常であり刑法239条違反です。

不法行為2Cについて甲9号証の反訳書より引用

反P1下(タムラ)該当有りませんとゆうことなんですよ、(私)はい、特例を出している先では心当たりが無いとゆうことですね?

反P2上(タムラ)それでご報告させていただくとゆうことでよろしいでしょうか?(説明)★★★★無視 職責放棄 よろしいはずがありません。そもそもこれは大雨の中での極めて不審な銃声なのです。該当者無ということは違法発砲か再生音であり、いずれにせよ事件なのですから、犯人を突き止める必要が有ります。また、特例先の猟友会に対する自らの使用者責任ないし任命責任も全く感じられません。つまり自らにも共犯の疑いが有るのに、みなかみ町は正気ですか?

★みなかみ町の作為義務について

I 基礎自治体としての住民の安全への責任

徴税機関としての監督責任あるいは法治行政の立場からの摘発を要請しているのです。

警察の組織的隠蔽なら検察に訴えればいいじゃないか? と町は抗弁するかもしれませんが、そもそも検察の職責には個人の生命の保護を求める直接的規定は有りません。

狙撃と呼ぶべき異常な発砲が行われたのは厳然とした事実ですし、私個人を狙った脅迫だという保証も無いわけですから、他の住民が巻き込まれる惧れを考えれば、根拠無く看過できるはずがありません。

それは警察の仕事という抗弁は、私が訴えた当り前の蓋然性を無視して、根拠無く正当行為と決め付けており、また、違法行為に適法性は推定できないことから、論理法則に反しております。

町は「疑わしきは近づけず」(未然防止)で対応すべきだったと思います。

現在の地方自治法には作為義務としての規定は有りませんが、防犯は自治体の重要な行政事務の一つとして広く認知されております。

また、下記の条例違反であり、みなかみ町防犯協会に付議すべき事案だったと思われま

☆みなかみ町生活安全条例(平成17年10月1日、条例第118号)より抜粋

第1条 この条例は、犯罪、事故等の発生を防止するための町民の自主的な安全活動を推進するとともに町民の安全意識の高揚及び生活環境の整備を図り、もって安全な町民生活の確保に資することを目的とする。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 犯罪、事故等の防止に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町民生活の安全確保のために必要な事項

2 町は、前項各号に掲げる事項を実施するに当たっては、関係行政機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

II 有害鳥獣捕獲隊員(猟友会)への使用者責任ないし任命責任

みなかみ町の不当性は圧倒的にこちらの点に在ります。

まず、禁猟期間中の特例を認める権限は、みなかみ町に在ります。

これは禁猟期間の例外発砲を認める権限ですから、当然に住民の身の安全に対して絶大な影響力が有ります。銃器の殺傷力に異論は無いと思います。

私の訴えが、みなかみ町の有害鳥獣捕獲隊員の中に、脅迫を行っている者が居る疑いを意味していることは明らかですから、そうなれば、町にも使用者責任ないし任命責任が在ります。

有害鳥獣捕獲隊員には、成果報酬などが町から支払われております。

特に、2017.10.22 15:33の銃声については台風の豪雨の中での発砲ですから、暴発や故障を招きかねないので普通はしないはずなので極めて不審です。

特例先に照会しても該当者が居なかったとのことですから、尚更不審です。

禁猟期間中ですから違法発砲か再生音しかありませんが、いずれにせよ違法であり事件です。

ですから、このまま放置できるはずがないのに、根拠無く放置したことは極めて異常です。もちろん一番悪いのは、沼田署の隠蔽であることは言うまでもありませんが。

ですから I と II から、みなかみ町が猟友会にも警察にも何の措置も取らなかったことは、基礎自治体としての防犯もしくは住民の安全を守る使命や、自らの使用者責任ないし任命責任、あるいは法治行政としての警察への牽制機能を放棄しており、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、また刑事訴訟法 239 条〇 2 (官吏又は公吏の犯罪告発義務)違反です。

☆刑事訴訟法より抜粋 第 239 条 〇 2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

3 獣害対策センターの職権を濫用して猟銃脅迫に加担したこと(経過②～⑬、甲 3～12)

みなかみ町農政課獣害対策センター職員らは、狙撃グループと共謀して、職権を濫用して、私の訴えに反して、故意に狙撃グループへの私の自宅が在る吉平地区への特例を増発し、一連の脅迫行為に加担しました。

彼らの上記行為は職権濫用罪であり、生命に対する権利の侵害であり、これにより著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被ったので不法行為です。

(説明)

関与者の氏名や人数は不詳です。以下から態様による蓋然性としてご判断ください。

私の実感として、2015 以降、禁猟期間中の身近での発砲が目立って増えました。

町が故意に特例を操作して、これをやりやすくさせた疑いが強いです。

どの地区の特例をどの猟友会に出すかは、獣害対策センターの裁量です。

例えば問題の猟友会への特例自体を自粛することも、減らすこともできたはずですし、対象地区から、ここ吉平地区を外すこともできたはずです。

特例の履歴の不開示についても、個人情報云々は口実で、真相はこの加担を隠蔽する為と疑われるので、改めて町に特例先の開示(履歴の補正)を求めます。

さらに言えば、既述の通り、同センターが特例先や対象地域を常時多数重複させ、錯綜した状態に置いていることも捜査の攪乱あるいは摘発の妨害の意図を示唆しています。

不法行為 2 と 3 に関連し甲 11 号証の反訳書より引用

反 P1 下(私)ええ、ということは、今んと、今までのところは、特に何も、まあ、申入れなり、してないってことですね? 町として。 (田村ヒ)そうですね、 (私)ふうん、はい、それが一点目とですね、あの、その件に絡んであの、警察から何か照会を受けたことありますか? (田村ヒ)今のところ、照会は受けてないですね、獣害対策センターとしては。

(説明)★★★★★無視 無根 職責放棄 町も沼田署も何一つ対応しておりません。

4 特例の履歴で特例先を開示せず、告訴を妨害したこと

20171226 17:00 懸案の過去三年の禁猟期間中の特例の履歴(経過⑩、甲 10)をみなかみ町総務課にて同課員より手交されましたが、肝心の特例先は不開示であり、これでは狙撃グループの威嚇発砲を割り出す事ができませんから手続目的たる告訴の妨害です。

これは人権侵害であり、著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被ったので不法行為です。

(説明)

私が禁猟期間中の不審な発砲を問題にし、その中から狙撃グループの威嚇発砲を割り出す為に禁猟期間中の特例の履歴の開示を求めていたのは経過から明らかです。

特例先を欠いては、子供の使いというよりも詐欺であり、手続目的を著しく損ねており、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、露骨な隠蔽です。

なおこれも関与者の人数が不明なので一名とします。

★開示された特例の履歴が示す、みなかみ町の重大な欠陥

獣毎に期間と対象区域が指定されておりますが、大半は町全域であり期間も重複しています。見たところ、期間も区域も重複し錯綜している(常時10以上)為、実質ザルです。

これでは直接証拠が無いと、未遂犯(脅迫や殺人未遂)を特定することは困難と思われます。つまり実態として、否認さえすれば、摘発されない猟銃脅迫天国のようです。

都心での発砲と同質の危険性はどこにでも在るのに、ここが農業振興地域であることを口実にして、住民の身の安全を犠牲にしていると思われます。

特例の出し方(指定の仕方)の問題ではありますが、こういう状態にしておくことは、基礎自治体としての職責認識の欠如であり、また特に獣害対策センターの権限内容に対する認識不足であり、危機管理として許されないと思われます。

特に、銃刀法の意義を骨抜きにするもので、生命に対する脅威を感じます。

問題は、同センターが違法発砲の摘発妨害の意図で、故意にこうしている疑いが有ります。いつからこういう状態にしているかが問題です。

5 狙撃グループの身元を開示せず、告訴を妨害したこと

20190403 16:39(経過⑬、甲12) 獣害対策センターから私の自宅への通話においてイヒラは、私が猟銃による脅迫と沼田署による隠蔽を訴え、訴訟目的と明示して高橋和俊猟友会長の連絡先の開示を求めたところ、私の訴えから私の生命への脅迫もしくは他の住民の巻き添えの恐れ、が容易に知りえ、特に前者を強く疑うべき状況だったのに、また、その危険を除去する権限が法定されていて、かつ危険回避に必要な権限を容易に行使できたのに、特例発砲の依頼主という使用者責任ないし任命責任を認識せず、基礎自治体としての住民の身の安全確保の使命を怠り、根拠無くその権限を行使せず、被害を放置しました。

また、高橋和俊本人の意思により連絡先は教えられないと答え、みなかみ町の使用者責任ないし任命責任を強調しても無視して個人情報口実に隠蔽し、告訴を妨害しました。

更に、途中で一方的にこの電話を切りました。

なお、法定された権限とは、みなかみ町農政課獣害対策センターの裁量である禁猟期間中の特例認可の権限です。

イヒラの上記行為は①理由を欠き、著しく事実を否定し、公序や信義則に違反しており、②作為義務に違反しており、③人権侵害であり、これにより著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被ったので不法行為です。

(説明)★相手先(狙撃者)の不開示の不当性

既述の通り、根拠の無い事件性の隠蔽によって私の当事者適格を否認しています。

私は被害者として、住民として、有害鳥獣捕獲隊員による銃器による脅迫と、その警察組織

による隠蔽と、それによる生命の危機、を訴えていましたから、町には使用者責任ないし任命責任の観点からの説明責任が有りますし、まして訴訟目的と告げているのですから、開示しなければ妨害に当たります。

このように、狙撃者を開示しない正当性など有り得ないので、自決権や手続を受ける権利や平等権の侵害であり、公序や信義則への違反であり、手続目的(告訴や民訴)の妨害です。

① 訴えた脅迫の疑いと手続目的を無視し、妨害していること

説明責任を果たさないまま正当性(個人情報)を主張しても論理法則違反ですから、典型的な「それはさて置き方式」です。

② 私限りの差別的取扱であること

不法行為5の隠蔽について甲12号証の反訳書より引用

まずこれは、私の自宅から獣害対策センターに電話し、訴訟目的と明示して高橋和俊猟友会長の連絡先の開示を求めたのを一旦預り、それに返信して来た電話です。

反P2上(私)それを警察が、あまりにもデタラメに隠蔽してるんですよ？ まさにそれ、犯罪なんです、警察の職権濫用による犯罪なんですけども、だからといってあの、それを主張された町、ええ、最も近い自治体が、それを見過ごしていいんですか？ (イヒラ)えと、その今のお話とは、と、あの、住所と電話番号教えろってゆう話は、あの、ちょっとお話が違うと思いますので、

(私)違うけど関連してるんですよ？ (イヒラ)あ、それは、あの、イマイさんの理論ですよ？(説明)★★★★★ゾンビ化 発言類型4 抗議を無視 無根

職責放棄 無意味 威力 否定する根拠を示しておりません。このような無意味な言葉は威力の意図を示唆します あ、イマイさん、今おっしゃってる内容なので、あの、ちょっと、すいません、ちょっと今、業務中ですので、(説明)★★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根

職責放棄 住民が生命の危機を訴えているのに、それに対応する事が業務ではないと断言しています。まさに非人間扱いです。またはセンターとしての職責認識の欠如です あ、う、たいへん申し訳ないんですけど、先ほど申し上げました通り、ええ、高橋和俊さんのご住所と名前については、教えられないとゆうことで、あの、ご了承願いたいのと、これで電話を

切りたいんですが、よろしいですか？ (私)いや、全然よろしくないでしょう？ そのまま切っちゃったら、貴方があの、ええ、刑事訴訟法239条の公務員の犯罪しょくはつ、あ、告発義務に抵触すると思いますが？(説明)★★★★★ゾンビ化 抗議を無視 職責放棄 信義

則違反 抗議しているそばから一方的に電話を切りました。自治権ないし手続を受ける権利の侵害です

第6 時系列的事実経過

① 平成22年11月30日付の私の地方税延滞分の徴税に対する異議申立(甲2)について岸良昌は、この申立事実を否定する根拠を示さぬまま強制執行決定通知書において「税金とはそのようなものではない」と、説明責任を全く果たさぬまま不当に強制執行しました。

② 20170123 15:29(甲3、甲4) ハラサワ総務課長はみなかみ町役場(みなかみ町後閑318)において、私が狙撃グループの脅迫を説明し、他の町民が巻き込まれるの恐れ(公益侵害)を強調し、狙撃グループの活動への取締りを要請し、また徴税機関として沼田署への監督を

要請したのに、根拠無くこれを無視しました。

③ 2017年2月初め頃、同年春先の猟期を2月末まで延長する旨の町内回覧が回りました。これは県の決定ではありますが、私の要請が全く無視されており極めて敵対的と感じました。

④ 20171010 私の自宅(みなかみ町上牧 3158-1)からみなかみ町農政課獣害対策センター(みなかみ町布施 365)への通話において氏名不詳は、今までにハラサワから何も聞いていないと答えました。

⑤ 2017.10.16 9:48(甲5) 私の自宅からみなかみ町役場のハラサワ総務課長への通話において、沼田署の隠蔽と脅迫による生命の危機を私が改めて強調し、有事対応を要請するとともに、禁猟期間中の特例の履歴の開示を要請しました。

あわせてインザカ人権擁護委員と福祉課の3月以降の対応に抗議しました。

⑥ 20171023 10:25(甲6) 私の自宅からみなかみ町役場のハラサワ総務課長への通話において、20171022 15:33頃の私の自宅付近での大雨中の不審な4発の銃声について、緊急の調査を要請しました。また、懸案の禁猟期間中の特例の履歴の開示を督促しました。

⑦ 20171023 11:04(甲7) みなかみ町役場から私の自宅への通話においてハラサワ総務課長は、猿 10/1~12/31、鹿と猪 10/1~11/13につき其々特例が出ていると答えました。私の②の要請を無視しているが、それよりも他の住民にも被害が及んでよいのか? 少なくとも嫌疑が晴れるまでは狙撃グループを近づけないようにするのが町として当然ではないか? と強硬に抗議しました。

⑧ 20171024 15:20(甲8) 私の自宅から獣害対策センター・インダへの通話において、⑥の銃声について特例先に該当者が居るか否かを至急で照会しました。

⑨ 20171030 15:13(甲9) 私の自宅から獣害対策センターへの通話においてタムラ所長は、20171022 15:33頃の銃声について、特例先では該当者が居ない、と答えました。

⑩ 20171226 17:00 懸案の禁猟期間中の特例の履歴(甲10)を総務課にて入手しました。しかし、肝心の特例先が非公開であり、手続の意味がありません。

⑪ 20180109 14:54(甲11) 私の自宅から獣害対策センターへの通話において・タムラヒデアキは、今まで猟友会に何も措置していない、また、警察から何も照会を受けていないと答えました。

⑫ 20180530 11:04 私の自宅からみなかみ町役場への通話において税務課タムラは、①の強制執行の記録が有るべき所に見当たらないと答えました。

⑬ 20190403 16:39(甲12) 獣害対策センターから私の自宅への通話においてイヒラは、私が沼田署による隠蔽を訴え、訴訟目的と明示して高橋和俊猟友会長の連絡先の開示を求めたのに、高橋和俊本人の意思により連絡先は教えられないと答え、みなかみ町の使用者責任を抗議しても最後まで個人情報をお口に拒否し、途中で一方的に電話を切りました。

第7 証拠方法 証拠説明書Gに記載の全て

第8 附属書類 本書と証拠説明書Gと全証拠とその副本一式

以上

令和元年 8 月 5 日

前橋地方裁判所 御中

原告 今井 豊

G 準備書面(1)

初回期日の求釈明(不法行為の明確化)に答えるとともに、被告側答弁に反論します。

第 1 不法行為の行為部分

1 異議申立内容を無視した、理由の無い強制執行を行ったこと(既に時効、経過①、甲 2)、また、その一切の記録を隠したこと(経過⑫)

岸良昌元町長は、平成 24 年末頃に私が提出した地方税追徴の異議申立に対して、事実の確認を怠り、「税金とはそのようなものではない」の一言の、合理的根拠の無い、説明責任を果たさない、理由の無い審判を行い、不当に地方税追徴の強制執行をしました。

またその後、岸良昌元町長は、この強制執行に関する記録を隠しました。

20180530 11:04 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)からみなかみ町役場(みなかみ町後閑 318)への通話において税務課タムラは、この強制執行の記録が「有るべき所に見当たらない」と答えました。

(説明)

記録については、私の元に見当たらないことから、小さな町での極めて稀な手続のはずなので、すぐに見つかるだろうと思って内々に写しの交付を打診したものです。

開示請求の妨害であり、公務員職権濫用罪と犯人蔵匿等罪に当る行為です。

2 猟銃脅迫被害の訴えを根拠無く無視し、被害を放置したこと

A 20170123 15:29(経過②、甲 3、甲 4) ハラサワ総務課長はみなかみ町役場での会見において、私が訴えた、狙撃グループによる脅迫や他の町民が巻き込まれる恐れ(公益侵害)、狙撃グループの取締要請、徴税機関としての沼田署への監督要請、等を無視しました。

B 20171023 11:04(経過⑤、⑦、甲 7) ハラサワ総務課長はみなかみ町役場から私の自宅への通話において、私が訴えた、狙撃グループによる脅迫や他の町民が巻き込まれる恐れ、狙撃グループの取締要請、徴税機関としての沼田署への監督要請、等を無視しました。

C 20171030 15:13(経過⑨、甲 9) 私の自宅から獣害対策センター(みなかみ町布施 365)への通話においてタムラ所長は、20171022 15:33 頃の銃声について、特例先では該当者が居ないと答えたのに、狙撃グループによる脅迫や他の町民が巻き込まれる恐れ、狙撃グループの取締要請、徴税機関としての沼田署への監督要請、等を無視しました。

(説明)

特例先で該当者が居ないということは必ず事件ですから、警察に連絡するなり処置すべきで、そのまま済ませられるはずがありません。

3 獣害対策センターの職権を濫用して猟銃脅迫に加担したこと(経過②～⑬、甲 3～12)
みなかみ町農政課獣害対策センター職員ら(被疑者および人数不詳)は 2015 年以降現在まで、狙撃グループと共謀して、職権を濫用して、私の訴えに反して、故意に私の住所地区への特例を増発しました。

(説明)

これについては、具体的な事実は有りませんので、結果的にご判断下さい。
私の実感として、禁猟期間中の身近での発砲が目立って増えたことから、私の住所地区への特例自体を増やしたことが推定されるということです。
そうではなく、違法(特例認可を受けていない)発砲自体が増えた可能性もあります。

4 特例の履歴で特例先を開示せず、告訴を妨害したこと

20171226 17:00 ハラサワ総務課長は、過去三年の禁猟期間中の特例の履歴(経過⑩、甲 10)を、みなかみ町役場で総務課員経由で私に手交しましたが、肝心の特例先(猟友会名)は不開示にしました。

これでは手続目的である、狙撃グループによる威嚇発砲を割り出すことができません。

(説明)

特例先(猟友会名)は必須であることは、甲 5 号反訳書の通りです。

5 狙撃グループの身元を開示せず、告訴を妨害したこと

20190403 16:39(経過⑬、甲 12) 獣害対策センター(みなかみ町布施 365)から私の自宅への通話においてイヒラは、私が狙撃グループによる脅迫と沼田署による隠蔽を訴え、訴訟目的と明示して高橋和俊猟友会長の連絡先の開示を求めたところ、本人の意思と個人情報を口実に隠蔽し、また、途中で一方的にこの電話を切りました。

第 2 みなかみ町の作為義務について

I 基礎自治体としての住民の安全への責任

現在の地方自治法には規定は残っていませんが、防犯は自治体の重要な行政事務の一つとして広く認知されております。

また、みなかみ町生活安全条例(平成 17 年 10 月 1 日、条例第 118 号)や、みなかみ町防犯協会が在ることも、これを裏付けていると思われます。

II 特例認可権限に付随する、有害鳥獣捕獲隊員(猟友会)への監督責任

禁猟期間中の特例発砲を認める権限は、みなかみ町に在ります。
今まで使用者責任ないし任命責任と表現していた部分であり、不当性の圧倒的大半はこちらの点に在ります。

住民の身の安全に対しては、当然に絶大な影響力が有り、警察の猟銃所持許可に並ぶような

権限です。

みなかみ町の有害鳥獣捕獲隊員の中に、受けた特例を悪用して脅迫行為を行っている者が居ると訴えているのに、その権限付与者が無視できるはずがありません。

権限在るところに責任在りということです。

この監督責任は、一義的に明記されているような性質のものではありませんが、銃刀法の趣旨から見て、極めて当り前のことであり、指摘されなければこれを認めないとするならば、公序の偽装だと思えます。

第 3 答弁書への反論

第 3 原告に対する求釈明

1 端的な不法行為の表現については、今回ご堤示した通りです。

2 みなかみ町の作為義務の根拠について

禁猟期間中の違法発砲に対する監督責任については、前項において既述の通り、明記されたものではないと思いますが、当り前のことであり、もしこれを否定するつもりならば、刑事責任に直結すると考えます。

3 甲 5 号と甲 8 号の反訳書を堤出し、証拠説明書の該当欄を更新します。

その他

このような認否の無い答弁書なら、もっと早く出して下さい。

以上

G 準備書面(2)

令和元年 10 月 15 日

前橋地方裁判所 御中

原告 今井 豊

第二回期日の弁論に基き、被告側答弁に反論するとともに、不法行為と証拠を追加します。

第 1 不法行為 6 を追加します

6 以下のように、狩猟の特例の認可権限の法的根拠を訊ねたのに、無視したこと

①20190412 11:53:14 獣害対策センター(みなかみ町布施 365、FAX0278-64-0852)被疑者不詳が、私の自宅(みなかみ町上牧 3158-1)から FAX した質問事項(甲 15)を無視したこと

②20191004 09:06 私の自宅からの通話において、獣害対策センター・タムラが、特例発砲の認可権限の法的根拠を何度も訊ねたのに、訴訟中を理由に、無視したこと

③20191004 11:34 みなかみ町役場(みなかみ町後閑 318)において、ヤマギシ総務課長が、狩猟の特例の認可権限の法的根拠を何度も訊ねたのに、訴訟中を理由に、無視したこと

上記行為は、私への非人間扱いであり、信義則違反、公序良俗違反であり、自決権、適正な手続を受ける権利、平等権、の侵害であり、侮辱罪、公務員職権濫用罪、犯人蔵匿等罪であり、それによる不法行為です。

(説明)

みなかみ町に限らず、こうした不作為対応は、包囲網の不当性を象徴するものです。

元を辿れば、とうにハラサワが答えているべき話であり、訴訟前からの未決事項です。

そもそも訴訟中であろうがなかろうが、猟銃の脅威に日々晒される地域住民への説明責任は、
当り前に、常に有りますし、まして、私は猟銃による脅迫の被害者であるのに、その当事者性を根拠も無く無視することは、無条件に不当です。

このように包囲網は、常に、私の当事者性を無視して、訴訟中だとか個人情報だとか、一般論としての正当性ばかり主張するのです。

彼らが答えないことによって、私に義務の無い調べ事をさせましたから、職権濫用罪です。

第 2 みなかみ町の特例認可権限の法的根拠

野生鳥獣を捕獲する際に必要となる狩猟免許や捕獲許可に関しては、鳥獣保護管理法により定められ、都道府県知事にその権限が在ります。

しかし、鳥獣被害防止特措法(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号))第 6 条に定められる被害防止計画を作成した市町村が希望した場合には、許可捕獲に関する権限を都道府県から委譲することもできます。

みなかみ町は、この計画を作成して、この権限委譲を受けていると推定されます。

町の有害鳥獣捕獲駆除隊とは、この特措法の、鳥獣被害対策実施隊のことだと思えます。

したがって、民間の隊員は市町村の非常勤職員として扱われ、市町村から報酬が支払われるほか、別途、市町村から捕獲報償費が支払われていると思われま

第3 請求の趣旨に、この特例権限の差し止め請求を追加します

既述の通り、法的根拠を答えようとしな

また、当該グループだけ規制しても、他のハンターが包圍網として同じことを繰り返すことが予想されることから、みなかみ町の全特例の差し止めを請求します。

第4 被告への包括的反論

被告の答弁は、全般的に、理由の無い否認であり、擬制自白です。

特に、被告の準備書面(1)の第3において、被告らが日々行使している狩猟の特例の権限の法的根拠を、逆に私に訊ねていることは、言語道断であり、極めて犯罪的だと思います。

このような場合には、裁判所が立証責任の転換を図るべきだと思います。

これは、信義則違反を超え、もはや公序良俗違反であり、弁論主義の範囲を逸脱し、完全陳述義務や事案解明義務に違反した、訴訟の進行妨害であり、隠蔽の擬制自白です。

繰り返しますが、被告の主な不当性は、私が訴えた被害を無視して放置し継続させたことによる、職責による予見可能性に基く結果回避義務違反です。

以下に示した事件性ないし違法性を否定する合理的根拠を示して下さい。

猟銃脅迫事件 前橋地裁 H30 ワ 356、前橋地裁 R1 ワ 289、東京高裁 R1 ワネ 26

(1) 20150111 にハンターが知らぬ間に私の畑に侵入し、私の無意識下で、至近距離約 30m から、対面で、発砲しました。

驚いた私が最初に見たのは、この発砲者が銃口の向きを遠ざける動作です。

これは、目の前の私の存在を無視した、あまりにも傍若無人な発砲なので、当り前に、猟銃の濫用による以下の意図が疑われますから、普通はやらないはず

それを承知の上で、なぜ敢えて発砲したのか?が、当り前に、事件性の焦点です。

極めて稀有な発砲であること、つまり、同様事例の統計的希少性は、公知の違法性の証左であるから、何らかの特別の意図に違いないと何度も強調し、合理捜査を促しています。

稀有な行動の裏には何か特別な動機が在るはずだという、当り前の、こうした刑事的観点を。各県警とも、常に、根拠無く無視している(認めようとしな

1 共通の違法性 至近距離であること 以下の意図と無関係

①狩猟法第 38 条 3 違反 「弾丸の到達するおそれのある人」に当る疑い (90.00%)

2 私の無意識を知っていたことによる疑い 遠ざける動作が表象

この発砲者は色鮮やかな蛍光色のジャンパーを着て、対面方向から来ましたから、ほんの一呼吸待てば私が気付いたと思われま

また、焚火をしている人間の近くにノコノコ現れるような鹿が実在する信憑性も低いですが、そういう凶太い鹿であれば、慌てて撃たなくても逃げないはず

ア 不意の轟音によって驚かせようとした疑い

②暴行罪 無意識下での物理力(轟音)による直接攻撃 計測値が必要 (90.00%)

③殺人未遂罪ないし未必の殺意 ショック死する惧れが有ります (50.00%)

イ 外した狙撃を隠蔽しようとした疑い ③殺人未遂罪ないし未必の殺意 (50.00%)

シカは狂言の疑い(遠ざける動作、獣は焚火の近くには現れない、シカに掠ってもいない) 発見された足跡は、三日後の再現場検証時の物ですから、別物です(毎日雪が降ります)。そもそも獣達の住処同然の山奥ですから、足跡など、常に、どこにでも、在ります。ですから、私の背後方向にも足跡は在ったはずですが、調べてもいません。

B 「お前の存在を消すぞ」という、脅しの意図の疑い

④脅迫罪 私の生命への無言の脅迫 (99.00%) 正面 侵入 30m →私への脅迫の明示

⑤自治権(自律権)の侵害 畑に侵入、至近距離、無意識下 (100%)

不意の轟音は、私の意識を無理やり暴力的に破り、人格的生存や、静穏権を脅かしています。

C 「お前など人ではない」という侮蔑の意図の疑い ⑥侮辱罪 無言 (99.00%)

周囲では、お仲間達がこの発砲を見つめていたはずですから、「公然と」に当たります。

(2) 20150126 の朝、発砲現場の手前約 200m の通り道上に、夥しい血痕が散乱し、見たことも無いほどの鳥の大群が集まり、騒然としていました。

まず血痕が、通り道上に集中していたことから、99%以上、人為的な現象だと思えます。

ハンターが獲物を捌いた結果と推定されますが、その捌いた場所が問題です。

死骸が元々在った場所は、通り道から外れて、約 20m 奥まっているのです。

①散乱状況に恣意的な偏在が見られたこと

まず、死骸が元々在った場所で捌いたとすると、その 20m にはほとんど無いのに、通り道上に大量に集中していたことが極めて不審です。

また、通り道上で捌いたとすると、公道上ですから、もろに残渣放置規則違反ですし、また、わざわざ通り道まで持ち出す必然性が無いことや、さらには、処分を受けた発砲者グループの仕業だとすれば、極めて無神経かつ不審な行為であること、などが極めて不審です。

このように、いずれの場合でも辻褄が合いません。

②痕跡から、撒かれた血肉の量が異常に大量と推定されること 別物の混入の疑い

③先の発砲から間もないこと

I 脅迫を訴えているのですから、「誰が何の為に行った行為なのか」を、当り前に、まず確定せるべきところ、これを怠ったことは基本的過失です。

具体的には、大きな猪の死骸から弾丸を摘出して、証拠を確保しておく必要が有りました。

II 発砲者への処分の有無を知らないのに、頑なに事件性を否定したことは、論理矛盾です。

(3) 20150126 の夕方、二つの小猪の死骸が通り道上に置かれていました。

①二つとも通り道上だったこと(位置、偶発性 1/100)

②黒岩警官の検証後わずか二時間弱の間に出現したこと(タイミング、偶発性 1/100)

それまで動かなかった死骸が、急に動き出す道理はありません。常時監視の証左です。

③現場検証時より一匹増えたこと どこかに隠し持っていた疑い(偶発性 1/100)

柳岡警官は、血痕も死骸も鳥の仕業と主張しておりますが、血痕の件を動物の仕業と見るのは既述の通り困難であり、死骸の件については、空飛ぶカラスが2つとも通り道に落ちる確率は天文学的に小さく、また、持ち帰るつもりで動かしたのなら残さないと思います。

(4) 20150327 の朝、チャンチャンコ状態になめした大猪の胴体部の毛皮だけが通り道の上に置かれていました。 B-甲 3-1、B-甲 3-2 (偶発性 1/1000000)

①当初、置き去りにした正当な理由(感染症等)が本当に有ったのなら、発砲から三ヶ月近くも経ってから、腐乱した、その問題の有る獲物を捌く意味が無いこと

②捌くのに、通り道まで持ち出す必要が無いこと(残渣放置規則違反も自明)

③通り道に在ったこと

④獣の仕業なら、骨がそっくり消え去ることは考えられないこと

(5) 以後今日まで、発砲グループによる、つきまといや威嚇発砲が続いています。

また事実経過欄に記載の通り、関連と思われる、発砲音(爆竹花火のような音)や、深夜のハンターの狩猟時の合図の声など、不審な現象が、私の身近で日常的に記録されています。

20150221 高橋和俊のつきまとい映像 B-甲 2-1 (偶発性 1/100)

発砲グループリーダーの高橋和俊が単独で、名札付きで私の前に現れて威力を示しました。

①私の散歩の帰途に現れたこと(常時監視による待ち伏せの証左)

②夕暮れなのに、ハンターの恰好をしていたこと(もう発砲できないので、必然性無し)

③そこで車を降りて、立って見せる必然性がないこと(目的地は 400m 先のダム)

(説明)

(2)の血痕も、(3)や(4)の死骸も、猟銃を使って殺した猪の血肉を晒していますから、「この猪のようにお前を殺すぞ」という意図の、発砲との関連による一連の無言の脅迫であることが、当り前に、推測されますし、遡って本件発砲が脅迫であったことが推定されます。

沼田署は(3)以後、この事件について、無条件に受付拒否しています。

ですから(4)と(5)は、これまで訴える機会がほとんどありませんでした。

第5 証拠の追加

本日付証拠説明書に記載の通り、甲 6 号と甲 7 号の反訳書と、甲 13 号から甲 15 号の各書証を追加します。

以上

G 準備書面(3)

令和 2 年 1 月 6 日

前橋地方裁判所民事第 2 部 御中

原告 今井 豊

令和年 12 月 23 日付貴照会書に対し、釈明申し上げます。

「第 1 税の徴収に関して」

①異議申立は、平成 22 年(2010 年)に、書面と口頭と、別々に行いました

強制執行の実施時期(平成 24 年末)を、平成 22 年末に訂正させていただきます。

口頭の申立は、みなかみ町役場において、後に人権擁護委員となったインザカ(別件被告)を含め、税務課員 3 名との会見で行いました(当時はビデオ有)。

なお、インザカも私と旧知だと言っていた、と町民福祉課タカハシも証言しました(録音有)。書面の送付は三度行っており、つまり、平成 22 年 7 月 12 日付で提出した書面(配達証明有)を、平成 22 年 7 月 22 日付で訂正し、更に平成 22 年 11 月 30 日付で訂正しており、三度目の書面に対して棄却されたと記憶しております(異議申立は、後にも先にもこれだけです)。強制執行は、私が群北第一交通株式会社(群馬県渋川市)に勤務の頃(平成 22 年 1 月から 11 月)に、給与の差押えがあった、と記憶しております(調査中)。

② ア 異議申立を無視した不適切な行政処分がされたという趣旨です。

「税金とは、そのようなものではない」と、たった一言だけの、理由の無い強制執行決定通知書だけで、異議申立という手続目的を無視しております。

★重要なのは、この強制執行の一連記録が現在「在るべきところに見当たらない」(税務課タムラ)ことであり、その違法性を認識していた者が隠したこと(隠滅)を、蓋然性として当り前に示唆しており、本件不法行為ないし公務員職権濫用罪の証拠になりますから、公務員の皆様の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)に訴求するとともに、貴所の事案解明を求めます。

「第 2 猟銃被害の訴えへの対応について」

(焦点) 本件発砲の無条件の違法性の認識が、被告の作為義務の前提です

無意識下の至近距離 30m からの発砲、は極めて稀有ですが、世界中どこでも起こりうるケースですから、これが違法でなければ、基本的人権に大穴が空き、世界秩序が混乱します。

この当り前の違法性を認識することによって、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)が生じ、それに伴う被告の作為義務が生じることが、私の訴えの前提です。

確率的にも、統計的にも、これに違法性を感じないことに合理性など、在り得ません。

本件に限らず、常に違法性を認めないことによって、私の当事者性や自分達の作為義務を葬っておりますから、焦点は常に、違法性の認識(公序の偽装)です。

(再掲)本件発砲の無条件の違法性

たとえ、全てが発砲者の供述通りであったとしても、以下の違法性は否定不可能です。
無意識下の、至近距離 30m からの発砲というのは、世界中どこでも起こりうるケースですから、これが違法でなければ、基本的人権に大穴が空き、世界秩序が混乱します。

- 1 狩猟法違反(至近距離、38 条 3「弾丸の到達するおそれのある人」に当る)
- 2 殺人未遂罪(無意識下の轟音によるショック死の恐れ)
- 3 暴行罪(無意識下の轟音、音波による身体への直接攻撃)
- 4 侮辱罪(無意識下の轟音、至近距離、私の畑に侵入、傍若無人な振舞い、周囲に仲間)
- 5 自律権の侵害(=不法行為、無意識下の轟音、至近距離、無断、私の畑)
- 6 静穏権の侵害(=不法行為、無意識下の轟音、至近距離)
- 7 脅迫罪(上記の違法性を全て否定することは不可能であることは、誰でも自明であるが故に、敢えて発砲したことが「お前の訴えなど握り潰す」との無言の威力脅迫の意図を示唆)また、すべからず、全人格を否定するような言動というものは、「このように、お前の存在を消すぞ」という生命への害意であることを免れません。

「①「狙撃グループの取締り」とは、」

本件発砲の犯罪性を否定できない以上、特例許可権限者の責任と、基礎自治体の使命である、地域住民の安全確保、の両面から、町として、再発防止策を検討する必要が有りました。更には、公務員の犯罪告発義務の観点から、告発の要否を見極める必要が有りました。20150111 の本件発砲は猟期中ですが、ハンターの通常行動が、縄張りを意識したグループ行動であることや、みなかみ町内のハンターのほとんどが町の有害鳥獣捕獲駆除隊員となっている現状から考えれば、本件発砲者も町の有害鳥獣捕獲駆除隊員(猟友会員)であろうことが、極めて強く推定できたはずなので、また既述の通り、本件発砲の違法性は自明なので、それらを総合すると、当之无愧に、まず、本人なり、所属の猟友会(高橋和俊会長)に、事情聴取するはずであり、私の真意は、事情聴取の過程で、沼田署の隠蔽が暴露することでした。具体的対応としては、「本件発砲の告発の要否はなお検討するが、少なくとも危険行為に相違無く、犯罪性を否定できないし、町としての責任も追及されかねないので、地域住民の安全確保の観点から、町の有害鳥獣捕獲駆除隊員から除名する」と本件発砲者に通告するとともに、共謀も疑われるので、合わせて、本件発砲者グループが所属する猟友会への特例のうち、この吉平地区が含まれる分は、既存分を全て取消すとともに、以後当面、新たに認可しない、というような対応です。

3 不法行為 2-C のタムラ所長の無視について

訊ねたのは、禁猟期間の、大雨の中の不審な銃声の主ですから、後述の通り、町以外の許可分も混在するのだとしても、一般人にはその実態を知る術は有りませんから、当然に、両方の特例を含めて回答すべきですし、もし含めた回答であったのなら、特例先で該当無しということは、無許可の違法発砲か、再生音か、のいずれかしか在り得ませんが、いずれの場合でも、違法性ないし害意は否定し切れませんから、特例許可権限を直接行使する機関の職責として、当之无愧に、そのまま無視できる話ではありません。

私に対する害意を否定しても、他の住民への害意は否定できません。

ですから、警察に通報するなり、みなかみ町として調べるなりの、犯人を探し出す努力や、再発防止の為の対策、が必要でした。

みなかみ町の本件権限とは、禁猟期間中の例外発砲を許可する権限です

これはみなかみ町が、我々地域住民に対して、禁猟期間中に毎日行使している権限ですから、これ以上詳しく摘示する必要は無いように思いますが、以下に私見をご披露します。

第一に、既述の通り、鳥獣保護管理法に定められた禁猟期間に対し、鳥獣被害防止特措法に元づく都道府県知事の特例許可権限が在り、更に、鳥獣被害防止特措法第 6 条に定められる被害防止計画を作成した市町村には、この許可捕獲に関する権限を、都道府県から委譲することもでき、みなかみ町は、この権限委譲を受けていると推定されます。

町の有害鳥獣捕獲駆除隊とは、この特措法の、鳥獣被害対策実施隊のことだと思います。したがって、民間の隊員は市町村の非常勤職員として扱われ、市町村から報酬が支払われるほか、別途、市町村から捕獲報償費が支払われていると思われます。

第二に、甲 10 の様式からは、以下の通り、目的の違いにより、町の許可分と、それ以外(県?)との混在が見て取れますが、予察捕獲とは有害鳥獣捕獲の一種で、生息数を低下させる必要(強い害性)が有る場合に認められるもので、こちらである場合には、鳥獣保護管理法施行規則第 11 条による権限委譲と思われます。

このように、特例権限の根拠法や、県と町との区分の基準は、一般人には特定し切れませんが、この説明を受けておりません。

様式 1 無題の一覧表(A4 タテ)

目的:有害鳥獣捕獲

様式 2 鳥獣許可申請一覧表 町許可分

目的:予察捕獲

様式 3 鳥獣許可申請一覧表(獣害センター) 町許可分

目的:予察捕獲

様式第 8 号 鳥獣捕獲許可台帳 明細ですが、個人単位か猟友会単位か、判然としません

「②「沼田署への監督」とは、」

既述の通り、権限という意味では、「沼田署が私の被害の訴えを根拠無く無視したことは、税金の踏み倒しに当る」という訴えに対する、地方税の徴税機関としての、法治行政の見地からの、各行政機関の元締的な、広義の監督責任であり、根拠は公序良俗です。

それよりも重要なのは、公務員としての犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)の観点です。

警察の職責として、根拠も無いのに、被害の訴えを無視できるわけがありませんから、みなかみ町職員として、当り前に、沼田署の組織的隠蔽を感知すべきです。

特にハラサワには、沼田署が無視する根拠を示していないことを、何度も訴えております。例えば、既述の本件発砲の無条件の違法性に掲げた 7 つを、一つ一つ訊ねることです。

「同じ行政機関なので、お互いに、あまり首を突っ込みたくはないのですが、どうやって、本件発砲の違法性を否定なさったのですか? 本人からの強い要請もあり、徴税機関としても、特例許可機関としても、無視するわけにもいかないのです、ご教示下さい」などです。

「第 3 獣害対策センターによる「特例を増発し」とは、」

私の実感として、威嚇発砲が目立って増えたので、蓋然性として、この吉平地区を狙った特例件数ないし割当頭数を意図的に増加させた為ではないか、と疑われるということです。その方法は、いずれなのか、わかりません。

「第 4 公文書の部分開示に関して」

日時、場所、行為者等、本事実の詳細は訴状等に既述の通りです。開示された公文書を全て証拠として追加提出せよとのことですが、元々被告から開示された物であり、その総量が三百数十頁に及ぶことから、次回期日に現物を持参しますので、被告への提出の省略をご検討下さい。

「第 5 狙撃グループの身元の不開示について」

これは言うまでもなく、第一義的趣旨としては、本件発砲者個人の身元の開示を求めたのですが、それを沼田署が根拠無く秘匿している経緯や、町の特例許可も猟友会単位と推定されることから、その実情に即して、止む無く、所属の猟友会の身元を訊ねたものです。

「第 6 特例の許可権限の確認に関して」

3 ヤマギシ総務課長との会話録音も有りますので、もし否認するようなら提出します。ヤマギシとは、既に何度か通話が在り、また、ハラサワの後任として、私の件は引き継いだはずですから、①本件発砲事件の被害者、②直接的に権限行使されている地域住民、としての各当事者性を無視したことが不当です。

以上

G 準備書面(4)

令和 2 年 5 月 26 日

前橋地方裁判所民事第 2 部 御中

原告 今井 豊

被告の令和 2 年 5 月 26 日付の準備書面(2)に対し、焦点のみ以下に反論します。

包囲網の常として、当り前の予見可能性を無視しています

被告の主な不当性は、当り前の予見可能性に基く結果回避義務違反であり、同時に、適正な手続を受ける権利の侵害による憲法遵守義務(憲法 99 条)違反です。

当り前の予見可能性とは、①法令、②経験則ないし論理則、③蓋然性、などですが、要するに、職責以前に一般人として当り前のことを認めないということであり、当り前に、著しく信義則違反かつ公序良俗違反、つまり、広義の違法です。

例えば、警察が訴えた被害を合理的根拠無く無視することは、①警察法や犯罪捜査規範などの法令違反であり、同時に、②合理的根拠が無いのに事件性無と言えるはずが無いので経験則違反ないし③蓋然性の無視であり、それなのに処理済と言い張るのは②論理則違反です。然るに、この答弁も相変わらず合理的根拠の無い否認ばかりです。

既述の蓋然性を無視して、被告に都合の良い部分だけで正当性を主張しています。

繰り返しますが、原告の訴えを無視して裁判になり得ません。

それよりもこれは、公然たる非人間扱いであり、名誉毀損罪です。

このように、包囲網は常に、当り前を認めないこと(公序の偽装)によって隠蔽します。

貴所の事案解明と犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)を求めます。

(前堤) 全てが包囲網としての計画行動(一連行為)です

被告を含め、恣意性一覧表の全事件が、包囲網としての一連行為です。

包囲網として、皆で当り前のことを認めず、公序良俗を歪めて威力を示しております。

包囲網とは、世界中に拡がった、私へ社会的村八分の輪の通称であり、概要は被害届 2018、関連事件は恣意性一覧表、に記述の通りです。

包囲網は私の全行動を常時監視しており、何から何まで全て筒抜けです。

恣意性一覧表の各事件は其々包囲網の実在を示唆しており、更には、それらの稀有な事件が私に集中する原因や各事件の類似性や相互関連性を総合すれば、包囲網の実在は明らかです。20200503 のヤマト運輸の留守宅内侵入など、後続事件の枚挙にもいとまは有りません。

以下の予見可能性を無視しています

1 本件発砲は、一連の脅迫行為の始まりであること

既述の通り、本件発砲は、鳥獣猟を装った、私への脅迫であり、本件発砲グループは、その後も犯行を重ねました。

2 みなかみ町の立場的(消極的)関与は不可避であること

ハラサワへの申出を受け、本件発砲の違法性を感知したならば、以後の本件発砲者グループへの特例認可の是非、つまり、「危険な発砲を行い脅迫の嫌疑の有る者をこのまま隊員にしておいてよいものか否か」を、当り前に、まず検討すべきであり、その為にはまず、同グループや沼田警察署への事実確認(事情聴取)が必要であり、また、徴税機関としての監督責任ないし公務員の犯罪告発義務としても事実確認が必要だったのに、無視して同グループへの特例を出し続けたことは、予見可能性として少なくとも過失です。

(1) 客観的な加害者責任

本件発砲者はみなかみ町の有害鳥獣捕獲駆除隊員であり、その後も、町から認可された特例を悪用して、グループで禁猟期間中の威嚇発砲等の犯行を重ねた疑いが極めて強いです。みなかみ町と本件発砲者との関係、つまり、有害鳥獣捕獲駆除隊員であり、かつ、非常勤職員扱いである場合は、客観的な加害者責任が生じます。 ←未回答

(2) 任命責任ないし使用者責任

有害鳥獣捕獲駆除隊員であり、かつ、非常勤職員扱いであった場合はもちろんのこと、捕獲報償費が有っただけの場合でも当たります。 ←未回答

(3) 地域住民の安全確保の責任

禁猟期間中の無認可の威嚇発砲が、私を狙った脅迫だという保証は無く、放置すれば他の町民も巻き添えの恐れがありますから、放置できません。

繰り返しますが、猟友会に該当が無ければ、違法発砲か再生音しか無く、必ず事件です。

蓋然性 3 みなかみ町の積極的関与(動機的関連)も疑われること(主観的な加害者責任)

既述の当り前の予見可能性を認めないことは、当り前に故意を示唆しており、包囲網としての幫助ないし隠蔽の疑いがあります。

蓋然性 4 沼田警察署の組織的隠蔽が、当り前に、疑われること(犯罪告発義務)

沼田警察署には7つの違法性を否定する合理的根拠が一切有りませんが、既述の通り、警察が被害の訴えを根拠無く無視することは、当り前に、法令違反です。

具体的反論

このような答弁は公然たる非人間扱いであり、名誉毀損罪です。

1 税の徴収について(2頁) 理由を告知しない不当な受付拒否(手続妨害)です

異議申立が形式不備で手続要件を満たしていなかったのなら、なぜそれを告知しないのか?

2 沼田警察署への監督権限は無い旨(4頁ほか)

被害届無視は債務不履行、ないし税金の踏み倒し、ないし詐取であるという異議申立の趣旨について、地方税の徴収機関としての責任をどう考えるのか?

県警への監督権限は県知事に有るといふなら、なぜ県知事に報告しないのか?

あるいはなぜ、私から県に連絡を取るよう、当り前の手続案内をしないのか?

3 原告主張の事実が実際にあったか否か不明である旨(4頁ほか)

ならばなぜ沼田警察署に事実確認しようとししないのか?

当り前に確定しているべき事項が確定していないことこそが隠蔽だと言っています。

4 「答える義務は無い」旨(5 頁)

一般論として、町民からの照会を無視することは、同じ扱いを受ければ誰も利用できなくなることから、差別的取扱であり正当業務行為ではない疑いが極めて強いと言えます。まして本件のように、現に特例権限の行使を受けている町民からの照会を無視することは、自決権ないし適正な手続を受ける権利の侵害による憲法遵守義務(憲法 99 条)違反です。また、この簡潔な書面のどこがどう理解できなかつたのか? この過失責任への抗弁事実として、具体的に摘示願います。

5 個人情報公開することはできない旨(5 頁)

脅迫の被害者であることを根拠無く無視しています。 その場合は話は変わるはずですが。いずれにせよ、事前に本人に了解を求めれば済む話です。

6 私が訴訟の当事者だから無視した旨(5 頁) 裁判を受ける権利の侵害です

訴訟提起を理由に、現に特例権限の行使を受けている町民としての当事者性を否定されたことになり、裁判を受ける権利の露骨な侵害であり、見当違いも甚だしい。同時に、特例権限行使者としての自覚のかけらも無い、言わば「間違いに刃物」です。

未決事項

1 税の徴収について

- ・強制徴収の有無 「税金とはそのようなものではない」だけの、実質的理由の無い通知書により当該税の強制執行を行った事実の認否が未回答です。
- ・税務課に保管されたはずの前項記録が無いことの犯罪性の認否が未回答です。

2 本件脅迫の被害者として

- ・本件発砲者は町の有害鳥獣捕獲駆除隊員か否かが未回答です。
- ・隊員への非常勤職員扱いや報酬や捕獲報償費の有無が未回答です。
- ・本件発砲の 7 つの違法性への認否と合理的根拠が未回答です。
- ・沼田警察署の組織的隠蔽への認否と合理的根拠が未回答です。

3 本件特例認可権限の被行使者として 生命に対する権利や静穏権の侵害

- ・本件特例認可権限の詳細(法的根拠)が未回答です。 何法の何条?

以上

G 準備書面(5)

令和 2 年 8 月 4 日

前橋地方裁判所民事第 2 部 御中

原告 今井 豊

令和 2 年 7 月 21 期日の貴釈明に対し、以下の通り回答申し上げます。

2 (1) 当該二文書を証拠として追加提出します

提出漏れをお詫びし、被害届 2018(甲 16 号証)、恣意性一覧表(甲 17 号証)、を追加します。

2 (2) 被告が摘示した条文は権限委譲の説明になっていません

被告の準備書面(2)の 3 頁中段の記載は、許可捕獲一般の説明であり、みなかみ町長への捕獲許可権限の委譲の説明にはなっていません。

私が調べた限りでは、群馬県知事からみなかみ町長に捕獲許可権限の一部を委譲する規定は、地方自治法 252 条の 17 の 2 (条例による事務処理の特例)、または、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 6 条、のどちらかしか無いはずですが、どちらによる権限委譲ですか?

みなかみ町の当事者性(当り前の予見可能性) (重複も有)

私が「特例許可」権限を問題にして来た趣旨は、みなかみ町の当事者性を強調する為です。まず、既述の通り、本件発砲者グループの嫌疑とは、猟期中はもちろん、猟期外においても、許可捕獲を悪用して、威嚇発砲などの脅迫行為を重ねていたことです。

例えば、みなかみ町全域と指定されているのに、私の住所地区ばかりを故意に狙って、集中的に威嚇発砲に悪用した疑いが有ります。

悪用したのは、みなかみ町の有害鳥獣捕獲駆除隊員の立場と、みなかみ町から捕獲許可を受けた者の立場(悪用されたのは許可捕獲の権限)、に分れます。

後者の内容を確定する為にも、みなかみ町長が群馬県知事から委譲を受けている捕獲許可権限の全容を開示して下さい。

(1) 加害者責任

本件発砲者がみなかみ町の非常勤職員扱いを受けていた場合は客観的加害者責任が、また、もし不法行為 3 が成立する場合は主観的加害者責任が有ります。

(2) 使用者責任

有害鳥獣捕獲駆除隊員には報酬が有るはずですから使用者とみなせます。

(3) 任命責任ないし監督責任 既述 不適切な審査

報酬の有無に係らず、脅迫行為を犯すような不適切な者を隊員にしていた責任です。

(4) 許可者責任 既述 不適切な審査

脅迫行為を犯すような不適切な者に捕獲許可を与えた責任です。

なお、①みなかみ町内の猟友会員が、町の有害鳥獣捕獲駆除隊員である比率が極めて高いこ

とは、数字を開示させればわかりますし(全国的にもそうだと思います)、②本件発砲現場は町内の私の圃場であり、また、ハンターは通常、縄張りを持つこと、③本件発砲者グループリーダーの高橋和俊は町内在住の地元の猟友会長で、私の近所の今井育男のいところであることが判明したこと、などから、本件発砲者も猟友会員かつ町民で、みなかみ町の有害鳥獣捕獲駆除隊員であることが、蓋然性として、極めて強く推定されます。

上記の当事者性のいずれかでも該当する場合は、尚更無視できないはずだということです。更には、既述の本件発砲の7つの違法性や脅迫を否定する合理的根拠が沼田警察署に一切無いことや、既述の通り、警察が脅迫被害の訴えを根拠無く無視することは当り前の法令違反であることから、誰でも当り前に、組織的隠蔽を疑うはずです。

以上が当り前の予見可能性であり、それに基く、原告と被告の当事者性です。

(5) 地域住民の安全確保の責任

当事者性に係らず、威嚇発砲などが、私を狙った脅迫ではないだという保証など無く、放置すれば他の町民も巻き添えの恐れ(公益侵害の懸念)が有りますから、放置できません。繰り返しますが、猟友会に該当が無ければ、違法発砲か再生音しか無く、必ず事件です。

委譲された許可捕獲の権限についての質問

どのような許可捕獲が有り、国や県との切り分けがどうなっているのか、説明願います。

①★被告の準備書面(2)の3頁中段の記載は、有害鳥獣捕獲の許可の説明とのことですが、「有害鳥獣」という言葉は当該二法令上は見当たりませんが、農水省のH.P.上に、許可捕獲には有害鳥獣捕獲と個体数調整の二種類有る旨の記載が見られますので、用語の定義としては第二種特定鳥獣と指定管理鳥獣の両方を指すが、被告の記述はさしあたり第二種特定鳥獣のことを指していると考えて良いですか?

②★「みなかみ町に関しての許可権限は、群馬県知事からみなかみ町長に委譲されている」(被告の準備書面(2)3頁下)について、どの権限がどのように委譲されているのですか?
有害鳥獣捕獲、個体数調整、第二種特定鳥獣捕獲、指定管理鳥獣捕獲、との関連が不明

③★そのうち、本件発砲者の猟友会が許可を受けていたものはどれですか?

④★委譲されても国や県に残っている許可捕獲も有るのですか? 「町許可分」以外例えば、指定管理鳥獣は国や県だけが行っているものですか?

⑤本件発砲者の猟友会が、合せて国や県の許可を受けていた可能性は有りますか?

⑥本件発砲者の猟友会が、国や県の許可だけを受けていた可能性は有りますか?

2(3) 脅迫についての立証を補充します(甲 18 から 21 号証)

沼田警察署の記録が有る物は書面、それ以外の物は映像又は録音を証拠に追加します。但し、この脅迫の存否以前に、既述のような当り前の訴えに対する事実確認を怠ったことこそが、申出内容と職責に因る、被害の継続への予見可能性に基く、結果回避義務違反です。

猟銃脅迫事件の焦点

概要は訴状、詳細は令和2年4月8日付け告訴状B(甲20号書証)に記述の通りです。

加えて、沼田警察署がこの猟銃脅迫事件について、合理的根拠が全く無い判断を続けており、

特に、20170220 以降、理由も無く本件の一切をシャットアウトしたことも、巨大な事件性であり、隠蔽としか説明が付きません。

ここでは威嚇発砲についてのみ補足します。

なおデータの先頭は YYMMDD-HHMM となっており、YYMMDD が西暦下二桁の年月日、HHMM が 24 時間表示の時分です。

- 1 ★★★★本件発砲の異常性(書面) 甲 18, 19 号書証
- 2 ★★通道路上の血痕の散乱(書面) 甲 18, 19 号書証
- 3 ★★通道路の小猪の二死骸(書面と映像) 甲 18, 19, 20, 21 号証

150127-0900 翌朝の小猪の死骸の映像

- 4 ★ハンター達のつきまとい(映像) 甲 20, 21 号証

150221-1608 高橋和俊の映像、180111-1557 石神峠のハンターの映像

- 5 ★★★★通道路上の大猪の毛皮(映像) 甲 20, 21 号証

150328-1300 大猪の毛皮の映像、150328-1305 大猪の死骸の元の場所の映像

- 6 ★禁猟期間中の威嚇発砲(録音) 甲 20, 21 号証

20151106-0616、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)付近で

20160624-0232、私の自宅付近で

20170312-0322、私の自宅付近で

20170927-1143(1400 頃)、私の自宅付近で

20171007-1034(1050 頃)、私の自宅付近で

20171022-1533(大雨)★A、私の自宅付近で

20171114-1850(暗闇)★B、私の自宅付近で

20180131-0932、私の自宅付近で

20180218-0531、私の自宅付近で

20181031-1526、私の自宅付近で

20190105-1108、私の自宅付近で

20190824-2111、私の自宅付近で

20191229 -1330~1530★C、私の散歩中、県道・道木佐山線の、みなかみ町大沼 142 付近で、延べ約 30 発(うち 8 発と声の録音有)。

20200722 16:00 頃、三連発、畑(上牧 3598-1)で(録音無)

20200731 12:15 頃、三連発、畑(上牧 3598-1)で(録音無)

(説明) いずれも常時監視によるつきまといです

Aは大雨の中での発砲であり、暴発や故障の恐れが有るので、普通はしません。

ですから再生音の疑いも強く、また、猟友会で該当が無かったので、100%事件です。

「猟友会からは確認できなかった旨の回答を得た」ではなく、だからこそ 100%事件と言えるのであり、それを無視したからこそ予見可能性違反なのです。

Bは日没後ですから、許可捕獲しか有り得ないことから、再生音の疑いも強いです。

Cは、私の散歩の途中での録音で、歩いている間はノイズが大き過ぎて聴き難いので、散歩の目的地(石神峠)に滞在している間だけの録音ですが、延べわずか 20 分の間に 8 発もの銃

声が録音されているのですから、その前後の延べ2時間弱の間には、ゆうに30発以上の銃声が有ったことが、相似(等比)として、推測できるはずです。

声の主は、石神峠の映像のハンターに相違無く、石神峠での録音であり、弾数も多過ぎます。私が録音を始めると銃声が止み、録音を止めると再開する、というイタチごっこでした。

当り前のことを認めないことは当り前に違法です

不法行為の前堤として、みなかみ町が当り前のことを認めず、事実確認を怠ったことは、経験則違反や論理則違反による公序良俗違反であり、態様として露骨な隠蔽と言え、少なくとも、申出内容と職責に因る、被害の継続への予見可能性に基く、結果回避義務違反です。

言い換えると、合理的根拠の無い不当な受付拒否と言え、手続妨害であり、適正な手続を受ける権利の行使の妨害であり、差別ですから、信用失墜行為(地方公務員法 33 条)に当る、職務上の故意または過失です。

以上

G 準備書面(6)

令和 2 年 9 月 29 日

前橋地方裁判所民事第 2 部 御中

原告 今井 豊

みなかみ町の不当性

既述の通り、本件発砲者グループは、猟期中はもちろん、猟期外においても、許可捕獲を悪用して、私を付け狙って、威嚇発砲などの脅迫行為を重ねていたと思われま

す。みなかみ町の主な不当性は、私が訴えた当り前のことを認めなかったことであり、合理的根拠無く、私の被害者性を無視しており、訴えと職責に因る予見可能性に基く結果回避義務違反であり、経験則違反ないし論理則違反の程度が甚だしい為に、正当業務行為どころではなく、「お前の訴え(人権)など認めない」との、人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の害意であり、手続妨害であり、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の侵害であり、著しく信義則(民法 1 条 2)違反であり、公序良俗違反(民法 90 条)です。

当り前のことを認めない違法性

当り前のこととは、①法令、②経験則又は論理則、③蓋然性、など様々です。

当り前のことを認めなければ、犯罪は摘発できませんから、凄まじく社会不正義です。

1 当り前の要素を無視したこと(認定要素の看過=公序良俗の偽装)

当り前のこと(不可欠の要素)を無視した点は、経験則違反かつ論理則違反と考えます。

可能性無と判断したとすれば経験則違反ですが、それは不可能なので論理則違反です。

公序良俗の偽装とは、包囲網の組織力によって、裁判所を含め、皆が確信犯として当り前のことを認めないことにより、私限りで社会的妥当性(公序良俗)を歪めることです。

当り前のことを認めなければ、必ず手続(告訴)妨害になります。

第一に、反社会性であり、著しく不合理な判断なので、公序良俗違反(民法 90 条)です。

第二に、人権侵犯性であり、合理的根拠無く、私の被害者性を無視しており(人格否定)、著しく信義則(民法第 1 条 2)違反であり、「お前の訴え(人権)など認めない」との、人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の害意であり、脅迫罪(刑法 222 条)です。

また、手続妨害なので、予見可能性に基く結果回避義務違反(職責違反)であり、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の侵害であり、公務員職権濫用罪(刑法 193 条)です。

更には、信用失墜行為(地方公務員法 33 条)であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反であり、犯人隠避罪(刑法 103 条)です。

以下について事案解明を求めます

みなかみ町のような中山間地に限らず、銃器の悪用の脅威は常にどこにでも有ります。

住民の安全が確保されているのか?という点で、みなかみ町の現状に大変不安を感じます。

この現状を踏まえ、みなかみ町の本件過失責任に関し、重ねてお訊ねします。

1 本件発砲の違法性の認識

私の訴えの前提である、みなかみ町の作為義務が、ここから生じるのは誰にも自明です。
また、沼田警察署の組織的隠蔽の疑いの前提でもあります。

2 町は違法発砲を判別できますか? 本物の狼に対応できますか?

例えば、禁猟期間中の不審な発砲についてお訊ねします。

- 1 人への害意を判別する基準は何ですか? 銃刀法の意味をわかっていますか?
- 2 まず、町と警察のどちらに通報すべきですか?
- 3 町の捕獲許可を受けている猟友会に該当者が無ければ、必ず違法発砲と言えますか?

(町域内の捕獲許可は全てみなかみ町が出していますか?)

町域内でも、国と県と町の許可分が混在している場合、国や県の許可分を把握していますか?

3 既述のみなかみ町の係わりへの認否

一般人としての信義則に加え、基礎自治体としての地域住民の安全確保の責任が有り、更には既述の当事者性の一つでも該当する場合は、なおさら無視できなかつたはずです。

本件発砲者との係わりの有無

町内の全猟友会が捕獲許可を受けており、捕獲できた時には許可捕獲分として報告して出来高払いの報奨金を得ており、ノルマをこなすのさえ慢性的に精一杯の実情と推察します。

- (1) 加害者責任 本件発砲者がみなかみ町の非常勤職員扱いを受けていた場合
- (2) 使用者責任 みなかみ町から固定報酬ないし出来高報酬を受けていた場合
- (3) 任命責任ないし監督責任ないし許可者責任 銃器の濫用を許した不適切な審査
- (4) 地域住民の安全確保の責任 無差別テロ(公益侵害)の惧れを無視したこと

以上

G 準備書面(7)

令和 2 年 11 月 2 日

前橋地方裁判所民事第 2 部 御中

原告 今井 豊

合理的根拠が有りません

予見可能性に基く結果回避義務違反を訴えているのですから、その認否は不可避であり、欠いては答弁にも裁判にもなり得ないことは誰でも解ります。

予見可能性(当り前のこと)とは、再三既述の通りですが、特に、

1 本件発砲の違法性は 99%以上と極めて高度であり、前例が無いほど稀有な発砲であることが示していること(稀有な行為に特別の意図を感じるのは刑事的に当り前です)。

加えて数々の人為現象の蓋然性が有るのですから、当り前の脅迫行為です。

2 みなかみ町には基礎自治体としての使命に加え、既述の当事者性も有ること

3 それなのに今日まで一切を合理的根拠無く無視していること

合理的根拠が無いことを認めようとしないことが組織的隠蔽の証左です

本件ばかりでなく、他事件の被告や、警察、検察、裁判所も同様に、この当り前の訴えを無視し続けており、まさに国家的隠蔽です。

個人情報保護法第十六条のケースです

既述の予見可能性が否定できない以上、本件発砲者の身元を開示しなければ職責が果たせないことは誰にも自明ですから、以下のいずれかのケースです。

同法第十六条二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(摘発を逃れたいので同意するわけがなく、また、動きを察知させて脅迫行為を激化させる恐れも有ります)。

同法第十六条四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務(地域住民の安全確保)を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき(摘発を逃れたいので同意するわけがなく、また、動きを察知させて脅迫行為を激化させる恐れも有ります)。

以上

番号	標目	媒体等	立証趣旨
甲1号書証	村八分の通告が自由と名誉への脅迫 (判例の摘示)	コピー 20190210 原告が作成	直接的に立証すべき事実は有りません。 大阪高等裁判所 昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 破棄自判抜粋 村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当たっております。 本件の無言の村八分の実行行為も同様に解釈できると思います。
甲2号書証	平成22年11月30日 付異議申立書	コピー 20101130 原告が作成	立証すべきは事実経過①の事実のうち、私の異議申立の内容です。 警視庁の一貫した完全無視はいわば前払いした税金への債務不履行なので該当時期の税金への追徴は不当である。 申立事実を確認し徴税機関の監督責任を果たしてほしい。 また、行政として当然の <u>手続案内をしてほしい</u> と訴えました。
甲3号書証	20170123 15:29 ハラサワ沢総務課 長への手交文書三種	コピー 20170110 原告が作成	立証すべきは事実経過②の事実のうち、提出した書面の内容です。 みなかみ町役場(みなかみ町後閑318)にて。 ① <u>2017. 1. 10付け「警察組織に対する行政機能発揮による監督の依頼」</u> この日の会見数日前に役場にて手交。 <u>猟銃脅迫事件の概要と脅迫殺人事件との因果関係を概説し、解決に向けて関係者を一堂に集めた会見の開催を町に要請しました。</u> ② <u>2017. 1. 10付け「除雪作業を装った騒音による嫌がらせへの取締りと捜査協力依頼」</u> 町の除雪作業員による不必要で不審な行動の数々を訴えました。 町の除雪車ではないようだという後日回答有。 ③ <u>20170118付け「猟銃脅迫事件の焦点」</u> 通り道上の二匹の猪の死骸の件と大量の血痕の件の事件性を強調しました。
甲4号書証 (反訳書)	20170123 15:29 役場でのハラサワ 総務課長との会話 録音	コピー USBメモリー 20170123 原告が作成	立証すべきは事実経過②の事実です。 みなかみ町役場にて沼田署による猟銃脅迫事件の隠蔽を説明し、 <u>生命の危機を訴え、徴税機関としての監督責任を求めました。</u> また、 <u>他の町民が巻き込まれる恐れ(公益の侵害)をあわせて強調し、町としての対応を再度、文書で要請しました。</u> なお、この会見に先立ち、同年同月初に会見を行っています。
甲5号証	20171016 09:48 ハラサワ総務課長 との通話録音	USBメモリー 20171016 原告が作成	立証すべきは事実経過⑤の事実です。 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)からみなかみ町役場 改めて、沼田署の隠蔽により <u>生命の危機</u> にあることを強調し、徴税機関としての監督責任と、特例先への使用者責任ないし任命 責任により、 <u>みなかみ町に有事の対応を求め、あわせて禁猟期間中の特例の履歴の開示を要請しました。</u> 3月以降のインザカ人権擁護委員と福祉課による不当な無視も訴え、新町長の見解を質したいと伝えました。

甲6号証	20171023 10:25 ハラサワ総務課長 への通話録音	USBメモリー 20190210 原告が作成	立証すべきは事実経過⑥の事実です。 20171022 15:33頃、私の自宅付近で、台風の大雨の中で4発の銃声が有りました。 暴発や故障を招きかねないので、 <u>普通は雨中ではやらないはずですし、まして、特例先に照会したが該当者が無かったとのこと</u> ですから、極めて不審です。 禁猟期間中ですから <u>違法発砲か再生音しかありませんが、いずれにせよ違法であり事件です。</u> ですから、このまま放置できるはずがないのに、 <u>根拠無く放置したことは極めて異常です。</u> あわせて懸案の特例の履歴の早期開示を改めて要請しました。 私の自宅からみなかみ町役場への通話です。
甲7号証	20171023 11:04 ハラサワ総務課長 からの通話録音	USBメモリー 20171023 原告が作成	立証すべきは事実経過⑦の事実です。 猿10/1～12/31、鹿と猪10/1～11/13について其々の特例有との回答。 <u>2017. 10. 16申入以降、問題の猟友会に対して特に何も措置していないとのこと。 他の住民にも危害が及んでもよいのか?、少</u> <u>なくとも嫌疑が晴れるまでは近づけないようにするのが基礎自治体として当然ではないか?と抗議しました。</u> あわせて懸案の特例の履歴の早期開示を改めて要請しました。 みなかみ町役場から私の自宅への通話です。
甲8号証	20171024 15:20 獣 害対策センター・イ シダへの通話録音	USBメモリー 20171024 原告が作成	立証すべきは事実経過⑧の事実です。 私の自宅から獣害対策センター(みなかみ町布施365)への通話です。 甲6の <u>2017. 10. 22 15:33の銃声について、特例先に該当者が居るか否かを直接照会しました。</u> <u>生命の危機を感じているので急いで調べてほしい旨を強調しました。</u>
甲9号書証 (反訳書)	20171030 15:13 私の自宅から獣害・ タムラ所長への通 話録音	コピー USBメモリー 20171030 原告が作成	立証すべきは事実経過⑨の事実です。 私の自宅から獣害対策センターへの通話です。 <u>事実経過⑥の2017. 10. 22 15:33銃声について、特例先の猟友会では該当者が居ないとのことでした。</u> <u>ということは禁猟期間中ですからいずれにせよ違法であり事件であり、この通報を放置したことは極めて重大な問題です。</u> また、過去の特例の履歴は既にハラサワに渡してあるとのことでした。
甲10号 書証	20171226 17:00開示 された禁猟期間中 の特例の履歴のサ ンプル	コピー 20171226 町が作成	立証すべきは事実経過⑩の事実です。 懸案の履歴で全部で312枚をみなかみ町役場総務課で受取りました。 大量なので、公文書部分開示決定通知書と三種の様式各一枚の計4枚をサンプルとして提出します。 個人情報を口実に特例先の猟友会は開示しておりません。 私が禁猟期間中の不審な発砲の中から狙撃グループの分を割り出そ うとしていたのは明らかですから、これでは手続目的が果たせません。 これで実費を支払わされました。
甲11号	20180109 14:54獣害	コピー	立証すべきは事実経過⑪の事実です。 私の自宅から獣害対策センターへの通話です。

<p>書証 (反訳書)</p>	<p>対策センター・タム ラヒデアキへの通 話録音</p>	<p>USBメモリー 20180109 原告が作成</p>	<p>町として、<u>今まで猟友会に何も措置していないことと、今まで警察から何も照会を受けていないことを確認しました。</u> このように、<u>みなかみ町も沼田署も、根拠無く狙撃グループを放置し続けました。</u></p>
<p>甲12号 書証 (反訳書)</p>	<p>20190403 16:39 獣害 対策センター・イヒ ラとの通話録音</p>	<p>コピー USBメモリー 20190403 原告が作成</p>	<p>立証すべきは事実経過⑬の事実です。 私の自宅から獣害対策センターへの通話です。 私が沼田署による隠蔽を訴え、訴訟目的を明示して高橋和俊猟友会長の連絡先の開示を求めたのに、高橋和俊の本人の意思により連絡先は教えられないと答え、町の使用者責任ないし任命責任を指摘して抗議しても、最後まで<u>個人情報</u>を口実に拒否し、<u>通話の途中で一方的に電話を切りました。</u></p>

番号	標目	媒体等	立証趣旨
甲6号書証 (反訳書) (追加)	20171023 10:25 ハラサワ総務課長 への通話録音	コピー 20191015 原告が作成	立証すべきは、不法行為 2 B の前提となる、事実経過⑥の事実です。 20171022 15:33頃の、私の自宅付近での、台風の大雨の中の、4発の銃声は、 <u>暴発や故障の原因となりやすいので、普通はやらない稀有な発砲なので、極めて不審です。</u> 過日の訴えに反し、この威嚇発砲が起きたことの結果責任を問うています。 <u>禁猟期間中ですから、特例でなければ違法発砲か再生音しかありませんが、いずれにせよ、違法であり事件です。</u>
甲7号書証 (反訳書) (追加)	20171023 11:04 ハラサワ総務課長 からの通話録音	コピー 20191015 原告が作成	立証すべきは、不法行為 2 B ないし事実経過⑦の事実です。 みなかみ町役場から私の自宅への通話です。 ハラサワの報告によると、特例だらけで禁猟期間が形骸化しているのが実情であるが、 <u>特に、私の20171016申入を、根拠無く無視しているのは、たいへん遺憾である。</u> 他の住民にも危害が及んでもよいのか?、同グループの嫌疑が晴れるまでは近づけないようにするのが、自治体として当然ではないか?と抗議し、 <u>あわせて懸案の特例の履歴の早期開示を改めて要請しました。</u>
甲13号 書証 (追加)	平成22年10月5日付 のみなかみ町から の回答	コピー 20101005 被告が作成	これは事実経過①の間接事実です。 問題の強制執行が行われる前に、異議申立に関するこうしたやりとりが何度か有ったということです。
甲14号 書証 (追加)	東村山市からの「納 税通知書の説明」	コピー 作成日不明 東村山市が 作成	これは事実経過①の間接事実です。 問題の強制執行は、この、東村山市から転送されて来た143,100円に、延滞税が加算されたものです。
甲15号 書証 (追加)	20190412付の獣害 対策センターへの 確認事項	コピー 20190412 原告が作成	立証すべきは、不法行為 6 ①の事実です。 <u>発砲の特例の法的根拠など七項目を訊ね、回答を求めたのに、無視されました。</u>

番号	標目	媒体等	立証趣旨
甲16号書証	被害届2018	プリント原本 20200804 私が作成	立証すべきは、 <u>被告の動機である、包囲網の实在の蓋然性</u> です。 包囲網が形成された原因と思われる経緯や、これまでに起きた主な事件など、 <u>各事件間の共通事項</u> を概説しています。 恣意性一覧表と総合することにより、 <u>加害類型の一貫性や相互関連性</u> に基く蓋然性として、包囲網の实在を訴求しております。
甲17号書証	恣意性一覧表	プリント原本 20200804 私が作成	立証すべきは、 <u>被告の動機である、包囲網の实在の蓋然性</u> です。 被害届2018と総合することにより、 <u>加害類型の一貫性や相互関連性</u> に基く蓋然性として、包囲網の实在を訴求しております。
甲18号書証	平成30年11月12日 付の柳岡頭の陳述 書	コピー 20181112 群馬県作成	立証すべきは、脅迫関連の1から6のうち、 <u>1 本件発砲の事実</u> です。 前橋地裁H30ワ356慰謝料請求事件の被告の乙3の1号証。 正確には、1 本件発砲と、2 通り道上の血痕の散乱と、3 通り道の小猪の二死骸、についての記載が有ります。
甲19号書証	平成30年11月12日 付の黒岩隆宏の陳 述書	コピー 20181112 群馬県作成	立証すべきは、脅迫関連の1から6のうち、 <u>2 通り道上の血痕の散乱と3 通り道の小猪の二死骸</u> 、の事実です。 前橋地裁H30ワ356慰謝料請求事件の被告の乙3の2号証。
甲20号書証	令和2年4月8日付け 告訴状B	プリント原本 20200408 私が作成	立証すべきは、 <u>一連の脅迫行為1から6の詳細</u> です。 甲21号証のデータとの照合に使用します。 証拠力の高い代表的なデータは、この告訴状Bの各類型に記載の通りです。 なお、1から6の類型以外にも、 <u>その後の残渣放置や発砲音や自宅周辺での狩猟時の合図の声</u> などの類型が有ります。
甲21号証	本件脅迫関連の映 像または録音デー ター式	USBメモリー 20200804 私が作成	立証すべきは、脅迫関連の1から6のうち、 <u>3小猪の二死骸、4つきまとい、5大猪の毛皮、6威嚇発砲</u> 、の事実です。 各ファイル名の先頭は、必ず <u>YYMMDD-HHMM</u> となっており、 <u>YYMMDD</u> が西暦下二桁の年月日、 <u>HHMM</u> が24時間表示の時分です。 ファイル名の中の●や★は、数が多いほど事件性大です。

番号	標目	媒体等	立証趣旨
甲5号書証 (反訳書)	20171016 09:48 ハラサワ総務課長 との通話録音	USBメモリー コピー 20171016 原告が作成	立証すべきは事実経過⑤の事実です。 <u>20190805反訳書を追加。</u> 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)からみなかみ町役場 過去3年分の禁猟期間中の特例の全履歴の開示を要請しました。 個人情報の開示できないと言われたので、グループは特定できないと困ると釘を刺しました。 3月以降のイシザカ人権擁護委員と福祉課による不当な無視も訴え、新町長の見解を質したいと伝えました。
甲8号書証 (反訳書)	20171024 15:20 獣 害対策センター・イ シダへの通話録音	USBメモリー コピー 20171024 原告が作成	立証すべきは事実経過⑧の事実です。 <u>20190805反訳書を追加。</u> 私の自宅から獣害対策センター(みなかみ町布施365) 甲6の <u>2017.10.22 15:33の銃声について、特例先に該当者が居るか否かを調べてほしい</u> と要請しました。 生命の危機を感じているので <u>急いで調べてほしい旨を強調</u> しました。

20190613 原告 今井豊

20170123 15:29 みなかみ町役場(群馬県利根郡みなかみ町後閑 318)でのハラサワ総務課長との会話録音 反訳書

(私) こちらこそ、

(ハラサワ) あの、なんか、まだ私のほうでは全部あれなんですけど、

(私) あ、わかっています、今日は、言い忘れたことを二つほどお伝えに来たんですけども、

(ハラサワ) はい、どんなことでしょうか？ 先にお預かりしたこの他に、ということでしょうか？

(私) いや、あの、別の観点であの、申し上げときたいのは、このまま警察が対応しないということは、あの、他の住民にも同じ危険が及ぶ可能性が有りますということなんです。放置できる話ではないんでしょうね？と。 というのはあの、私個人が脅迫されてると主張してるのは私なんですけど、それはまだ確定したも、事実ではないので。 一方であの、真近で発砲があったのも道が血だらけになったのも確定した事実なんです？ で、このままこのグループを放置しておけば、いつなるとき他の住民も同じような目に遭うかもしれない。そういう可能性の話としてですね。 特に吉平地区の住民は。 近々あの、村の集まりがあるんで、そこであの、このグループの締出しを、決議を提案したいと思っています。 ただそれはあの、法的拘束力は無いんで。

(ハラサワ) ううん、はい、あの、まず警察のその対応がしないので、先般あの、ま、イマイさんがお願いしてくれと、警察に対してこういうことをするように指導、指導とゆうんですか？ それをしてくれとゆうお話をこの間されて、あのう、まだ全部私のほうでも整理ができてるわけではないんですけども、ううん、私のこう拙い知識の中ではですね、行政とゆうか、自治体としてですね、町が警察に対して、捜査を指揮するとか、そういうことをするとゆうのが、どうもできるようには思えないんですね？ こうゆう事案が

(私) ま、条文としては無いですね、法律的には。

(ハラサワ) 無いですね、はい。だから、こうゆう事案が有ったようですよ、ということをお伝えすることはですね、あの、できるんだと思うんですね？ こうゆうことが有ったようですと。 ただそれは、実際もうイマイさんがされてるわけですよ？ わけなので、それをこう町がこう別にやっても、あまり、お伝えすることはできても、そこまでで、

(私) いや、町と警察とで個別にやっていただいても駄目です。 そうゆうので個別対応だとまともな対応をしないんで、ま、一堂に会すことが必要なのかな？と私としては思ってるんですよ。

(ハラサワ) ああ、だからあの、そうすると尚更あの、行政、町はですね、捜査権が有るわけではないし、何もそういうことを警察に対してやりなさいとゆうことはたぶん言えないだろうなど。

(私) あの、行政に明確に求める法的根拠を私も今、調べてるとこなんですけど、

(ハラサワ) ちょっと見当たらないってゆうか、判りかねているところなんですよ。

(私) ううん、はい、ただ消去法で考えると、警察も行政機関であると、の一つであると、それが機能しないということは、広い意味ではその、行政全般を取り仕切っているところに責

任を求めるしかないのかなあ?というところなのですが、これ法的云々じゃなくて、消去法でそう考えております。

(ハラサワ) ああ、ただ、それがその、じゃあ町か?とゆうと、ちょっと、町にはならないんだらうな?と。

(私) まあ、それはあの、県知事でも、あの、内閣総理大臣でもいいんですけど?

(ハラサワ) ええ、あの、警察組織そのものは、町ではとても、あの、町が設置している組織ではないので。

(私) それは平時の問題です、まず。平時ではないですよ?内容的に考えて、

(ハラサワ) あの、例えばその災害だとかってゆう時だとその、町長が自衛隊の要請とかってゆうのも、町長ができるのではなくて、あくまでも県知事が、自衛隊の要請なんかは県知事でないとできないと。町長はあくまでも、県知事にお願いして要請をすると、で県知事が、自衛隊に要請すると、ゆうようなことがこう、あると思うんですけども、ですから警察に対してその、そうゆう再捜査とゆうか、再捜査ってゆう時のケースは有るんだらうけど、あの、今回イマイさんがおっしゃってるようなことをですね、内容のものを、こうゆうことをイマイさんとゆうかたが言ってますとゆうことを警察にお伝えすることは、くどいようですけど、それはできると思います、お伝えすることは。イマイさんがこうゆうことを言ってますとゆうことはできても、これに対して警察、こうゆうことをしてくださいとゆうことは言えないのかな?とゆうふうに思ってます。

(私) いやあの、そうゆうセクショナリズム的なお答えではなくて、広い意味でその、行政機関を司る立場としてお願いしてるわけなんですけど?

(ハラサワ) ですからあの、町、町が警察に対して言えることってゆうのは、くどいんですけど、こうゆう状況ですよとゆうことを言うだけで、それに対して警察のほうから、ああ、それを警察のほうでご判断して、じゃ、どうゆうふうにするってゆうことは、警察の話になってしまうのかな?とゆうふうに思ってます。あの、ま、この中にもお話、うん、書いて有るようにですね、ええ、なかなか組織としては動かないとゆうのが書いて有るわけですけども、それであつてもまあ、町とすると、できることってゆうのは、警察に対して、こうゆう状、こうゆうことが有ったようですとゆうお話をするだけで終わってしまうとゆうふうに思ってます。

(私) そうすると、最初に申し上げたあの、他の住民の安全保証の問題になりますけどね?残るのは。

(ハラサワ) あの、もしそうゆう事案が、同じような事案が生じた時にじゃあどうするのか?と、

(私) いや生じたらまずいでしょう? 二度同じ事を生じさせれば、まさにあの、聞いていらっしゃったお立場がまずくなると思いますよ?

(ハラサワ) あの、ただ、何もあれなのに、こうゆう状況のことをその、町が

(私) ま、一番真っ先にまずくなるのは警察ですけどね?

(ハラサワ) じゃ、それしか、実際には町とすれば、こういう事案が有るということを使うことしか今の時点ではできないと、ゆうふうに思っています。 まあこの先どうゆうに状況

が変わるかどうかわかりませんが、今の時点だと、こうゆうことが有るようですというお話を警察のほうに伝えるだけで、それ以上のことは、あのう、後は警察がご判断していただくしかないというふうに思っています。

(私) まああの、ファイナルアンサーは、いずれあの、していただくとして、もう一度お考え直し下さい。

(ハラサワ) (苦笑) ああ、そうですか?

(私) ええ、もう一点ですね、この地区の人権擁護委員とゆうかたはどなたですか?

(ハラサワ) 人権擁護委員? 町のですか?

(私) はい、

(ハラサワ) あと、ちょっと待って下さい、

(私) あ、いいです、あの、そのかたに真っ先に相談すべき事案だと思いますので、あの、連絡方法とゆうか、セッティングをお願いしたいんですが? 人権擁護委員は国民の基本的な人権が侵犯されることの無いように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済の為に、速やかに適切な処置を講じる、取るとともに、常に自由人権思想の普及・高揚に努めることをもってその使命とする。

(ハラサワ) はい、ええと、人権擁護委員さんと、にイマイさんが連絡を取りたいということでしょうか?

(私) はい、そこにあの、町が立ち会う必要は無いんでしょうか? 私はわかりませんが。

(ハラサワ) ええと、そこは無いんだろうな?

(私) あのう、法務局の人権相談所に毎週水曜日に来ていらっしゃるようなかたは、どうゆう位置付けのかたなんでしょうね? あ、それは相談員ですね、毎週水曜日が相談日になるようなんですけれども?

(ハラサワ) ええと、法務局とゆうと沼田の法務局ですか?

(私) はい、もしかしたらそこに来てらっしゃるのが、その近隣の地区の人権擁護委員なのかな? と思ってたんですが、

(ハラサワ) ええと、これが、人権相談?

(私) 所ってゆうのが有ります、いや、それはあの、認識していただくべき機関だと思いますけれども?

(ハラサワ) はい、こちらにはあの、イマイさん、行かれたことは有るんですか?

(私) あ、あの、年明けに一度伺っております、はい、この話はしております。

(ハラサワ) このお話はその時にされてるということですか?

(私) はい、

(ハラサワ) あの、その結果、役場に相談されたら? とゆうようなお話だったんでしょうか? もしよろしければ、そうゆうことではなかったんですか?

(私) はい、その時は、ちょっとすぐにはいい方法は思い浮かびませんとおっしゃっていましたが、

(ハラサワ) ああ、そうですか?

(私) 毎週水曜日が相談日なんで、またお越し下さいとゆうようなこと言われました。

(ハラサワ) ああ、そうですか、なるほど、すいません、ありがとうございます、

(私) 私としてはその、人権、この地区の人権擁護委員のかたに、あの、人権侵犯事案だとゆう認識を持っていただいて、さらに法務省ルートを通じて、東京都や埼玉県、それから群馬県を、それぞれ関連している県の検察を動かしたいと思ってます、法務、法務省ルートで。

(ハラサワ) 検察?検察ですよ?ああ、はい、

(私) はい、その人権擁護委員のかたはその、侵犯事実を認めれば法務大臣にあの、報告することになってますから、はい、それを期待しております。 まあ、できればその相談の過程で、過程でなくてもいいんですが、町としても立ち会っていただきたいと。 ええ、人権擁護委員は市町村の区域に置くものとするとううことになってますんで、この地区にお住まいのかたかどうかわかりませんが、県下のかたが指名されてるはずです、はい。 はい、すいません、私がこの間言い忘れたのはその二点です、はい。

(ハラサワ) そのことですね、はい、ええと、人権擁護委員さんが、の、まあ、と相談をするとゆう話と、おお、このまま対応しないと他に類を、類が及びますよ?と、ゆうことよろしいんでしょうか?

(私) はい、はい、はい、

(ハラサワ) わかりました、はい、ええと、このあれですか?人権擁護委員さんの話だ、あの、他に類が及ぶという話についてはちょっと、先ほども言ったようにですね、あくまでもその、ちょっと私の今のあれで行くと、ええ、こうゆう事案が有ったとゆうのを警察にお伝えすることはやるとしてもですね、そっから先、捜査をなさいますとかゆうことはちょっと、自治体としては、ああ、それは指揮権が有るわけではないので、

(私) そうですね、ただあの、このグループが挙げられて、その動機が私個人を狙ったものだとゆうことが確定しない限り、他の住民に危険が、同じ目に遭わないとゆう保証はどこにも無いとゆう状況です?はい、はい、すいません。

(ハラサワ) そこはあの、結局、会話が堂々巡りになってしまうと思っています。 あの、この事案は警察に対してどうのこうのと言うことについて、自治体からはちょっとそうゆうにはできないとゆうふうに思っています。

(私) はい、まあ、あのう、ハラサワさんのお立場としては、おそらく町長に命じられて、まあ、とりあえずあの、時間を稼ぐのがお立場、役割として与えられてるんでしょうけども?そろそろ町長さんが自ら対応しないといけないようなお話じゃないかな?と私は思います。

(ハラサワ) なるほど、はい、

(私) それはお伝えいただければ。 ま、時間がかかる話だと思いますんで、あの、すぐにどうこうはできないかもしれませんが、もしあの、何かセッティングいただけるのであれば水曜日がいいです。 とゆうのは、他のまあ、法務局だの裁判所も水曜日に相談員のかたが見えられるらしいんで、何かとまあ都合がいいかな?と、はい。 それだけです、すいません、お忙しいところ、

(ハラサワ) はい、

以上

20190805 原告 今井豊

20171016 09:48 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)からみなかみ町役場(みなかみ町後閑318)ハラサワ総務課長への通話録音 反訳書

(私) 先日お電話し、頂いたあの、イマイユタカなんですけども、

(ハラサワ) はい、おはようございます、はい、

(私) おはようございます、えと、改めてあの、お願いしたいんですけども?

(ハラサワ) ええと、どんな要件でしょうか?

(私) はい、ええ、獣害対策センターが、禁猟期間中に、

(ハラサワ) ええ、ちょっと待って下さい、獣害対策センターが、禁猟期間中ですか? はい、期間中、はい、

(私) ええ、ハンターに対して、ええ、特別に駆除を求めた全記録、

(ハラサワ) 特別に駆除を求めた?

(私) はい、禁猟期間の例外として、ええ、個別に駆除を求めた記録を全て、この3年間分、

(ハラサワ) 3年間とゆうと、おお、27、28、29年ということでしょうか? 年度ということでしょうか?

(私) そうゆうことですね、私がああ、

(ハラサワ) 27年度から、現在までとゆうことですね?

(私) はい、

(ハラサワ) 年度ですから4月1日になりますけど、そうゆうことですよ?

(私) そうですね、あの、禁猟期間でないところを調べても何にも意味が無いんで、

(ハラサワ) ええ、

(私) 禁猟期間中に限定して、獣害対策センターとして、特別に依頼した記録を開示願いたいということですよ。

(ハラサワ) ええと、ううん、わかりました、資料はあの、そうすれば用意、準備をするようにですね、あの、とりあえず所管のほうに手配はしますが、できて、できたら、ご連絡をするとゆうことでよろしいでしょうか?

(私) はい、けっこうです、

(ハラサワ) よろしいですか? で、それともう一つですね、あの、その中身についてなんですけども、先般あの、イマイさんが、自分の安全がというお話を、身の安全をとというお話を、私のほうに、この間されたと思うんですけども?

(私) ええ、

(ハラサワ) あの、やはり、情報法という話、公の情報でございますので、ええ、個人情報については、開示できない部分が出るかもしれないので、そこはご了解いただきたいと思うんですが?

(私) 個人情報? が有るはずがないんですけど? 獣害対策センターとして行ってることなんで、個人情報に関わる、

(ハラサワ) ううん、そこに例えばその、めい、名前とか、要はハンターのお名前とかですね、住所とか、そういったものが入っている可能性が有るんですね?

(私) ああ、それは別にあの、うん、開示してもら必要は無いですが、ただ、どこのグループか、どこのハンターグループか、は特定できないと困りますけどね?

(ハラサワ) ああ、あの、ちょっと、私もあの、どうゆうことを出してるかはですね、あの、ちょっとよくわからないので

(私) あのう、すいません、あのう、面倒臭いんですが、私も元銀行員ですから、個人情報詳しいですよ? 定義、定義を正確にあの、確認して下さいね?

(ハラサワ) はい、あのう、まあ、そのへんも含めてですね、あの、こちらでも、今言ったように、イマイさんが求めるその、そこが、ちょっとどうなるか、なんともちょっと、私も、知識疎いもんですから、どんなことが、その中に書かれているのかというところもごさいますので、ええ、ちょっと、申し訳無いんですけど、そうゆうこともありますとゆうところはご了解しといて下さい。

(私) はい、わかりました、それで、あのう、そもそも前堤に戻りますけども、

(ハラサワ) はい?

(私) 私が、あのう、ハラサワさんに依頼してる根拠は、あの、要するに、治安を侵害されてる、ハンターグループに侵害されてる状況で、それを警察にまず、治安の回復を求めたんですが、警察が不作為をしているという状態で、徴税機関として、あの、町に、みなかみ町に、あの、地元のみなかみ町にその、治安の回復を、まあ、求めているわけなんですよ。

(ハラサワ) はい、

(私) それは、あの、権利で言うと、社会権の中の、特に生存権の侵害に当たると認識してるんですが、違いますか?

(ハラサワ) (苦笑)あの、ちょっと、申し訳ございません、あの、勉強不足で、あの、すぐ、パッとあの、そうですねとか、いやそうじゃないですよとか、ちょっとお返事ができなくて申し訳ないんですけど、

(私) ううん、いや、その点の認識を確認したいんですけども?

(ハラサワ) (苦笑)すいません、申し訳無いですがね、なかなかそれ、この場で、そ、どう、どうなんだとゆう、こう私もですね、あれ、なかなか、もう、知識が無くて申し訳無いんですけど、

(私) ううん、ま、その点はこの、認識しといていただくべきで、別に私に限らずね?

(ハラサワ) (苦笑)ああ、申し訳無いですがね、すいません、どうゆうことがですね、そうゆうものに当たるのかとか、あの、たいへんあの、知識が無くて申し訳無いんですけども、

(私) わかりました、あの、それはそれとして、あの、ですから治安の回復を、あの、求めていると。で、あの、そもそも、警察が不作為ということは、前払いしている税金の、言わば債務不履行に当る、踏み倒しに当ると思うんですよ? いわゆるあの、治安という生活インフラの喪失に当ると思うんで、そういう意味であの、町に、まああの、働き掛けるわけなんですか?

(ハラサワ) はあ、まああの、すいません、なかなかあの、警察のほうの話と、話と、町ができることってゆうのは、なかなか、どこまでってゆうのは町としてもあれなんですけど、あの、少なくとも今、申し、おっしゃられた、ええと、獣害対策センターが、狩猟期間中ハ

ンターに対して、まあ、ハンターというよりもその、要は自治体とゆうことだと思うんですけど、自治体とゆうんですかね、何か、特別に、条例等作って確かやってたような気がするので、

(私) なるほど、

(ハラサワ) その活動だと思うんですけども、特例ということですよ?

(私) とにかくあの、ハンターの活動に例外を認めるような措置をした記録ですね、

(ハラサワ) はいはい、あの、まあ、狩猟期間以外でもあの、そういった活動は実際されてますので、していただいているわけですから、たぶんそれは、ま、資料は在るんだと思いますけど、とりあえず、申し訳ございませんが、先般言われたことも含めましてですね、あの、まあ、獣害センター、ええ、税務課ですかね、そちらに一応、調べるように指示はしたいと思います。で、ええ、ちょっと水曜日とゆうことで、間に合えばいいんですけども、もし間に合わなかった場合もございまして、改めてこちらからご連絡させていただくということでもよろしいでしょうか?

(私) はい、あ、それからですね、それから、

(ハラサワ) はい?

(私) もう一つはあの、これ、福祉課の話なんですけど、

(ハラサワ) ちょっと待って下さい、はい、町民福祉課? はい、

(私) はい、人権擁護委員が全く動いてくれないんで3月始めに、あの、私が模範解答作ってあの、突き付けてるんですよ、

(ハラサワ) 人権擁護委員が、3月の20日ですか?

(私) 3月の始め、

(ハラサワ) 始め、始めですね、はい、

(私) で、3月中に何度も催促してるんですけど、全く動かないと、

(ハラサワ) 模範解答を、ええ、町民福祉課のほうにご提出いただいたとゆうことですか?

(私) はい、3月1日に出してます、

(ハラサワ) ええ、3月1日、はい、

(私) で、その後、一週間置きくらいに催促した記録も何度も残っております、けども今日まで全く無回答しております。これあの、重大なあの、過失だと思います。あの、その、人権擁護委員のあの、対応する作為義務が在るかどうかを町の顧問弁護士に訊いていますという回答だったんですが、そもそも訊く必要が無いんですよ?

(ハラサワ) ちょっと待って下さい、ええ、さ、作為ですか? 作為義務が在るかどうかというお話ですか? 義務が在るかどうかを確認しているというお答えだったんですね?

(私) はい、これはあの、ウチダさんとかタカハシさんのお答えでした、で、そもそもあの、そんなことを、あの、やらない理由を探す前に、対応しろよという話なんですよ? あの、模範解答例に問題が無いんだったら、その通りやればいいじゃないかと、その通りやったところで、あの、丸一ヶ月もかかる話ではないんです、あのう、それはあの、出した書面を読んでいただければわかりますけども、で、もう既に半年経ってるんですね? そうゆう状況です、それとあの、個別に言うと、ウチダさんは、そんなこと言ったって、あの、人権擁

護委員はぼらんいあなんだからしょうがないでしょ、みたいなことをおっしゃられてまして、それがあの、録音されておりますけども、あの、認識がそもそも間違ってると思います、人権擁護委員は確かに無報酬ではありますけども、あの、明確にあの、作為義務、義務を帯びた、あの、町の行政機関の、だと思っておりますけども？

(ハラサワ) はい、

はい、私はそう認識しております、まあ、そんな状態ですんで、これはどう見てもあの、町長の見解を問うべき状況のような気がするんですけども？

(ハラサワ) ああ、

(私) その点についても町長にお伝えいただきたいです、

(ハラサワ) はい、わかりました、あの、昨日の選挙の結果もご存知だと思いますが、あの、すいません、新町長、30日に変わるとゆうことで、

(私) え、町長変わるんですか？

(ハラサワ) そうですね、

(私) が、わかりました、そうしたらしばらく時間がかかるってことですね？

(ハラサワ) そうなっちゃうと思うんですね、

(私) はいはい、

(ハラサワ) 申し訳ございません、

(私) とりあえずその、猟銃の記録については、急いでいただきたいと考えております、宜しくお願いします、

(ハラサワ) わかりました、ちょっとあの、確認するように伝えますので、

(私) 宜しくお願いします、

(ハラサワ) 改めてあの、イマイさんのこの携帯のほうにですね、また、私のほうからあの、ご連絡をさせていただきます、はい、

(私) 宜しくお願いします、

(ハラサワ) はい、宜しくお願いします、

以上

20191015 原告 今井豊

20171023 10:25 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から、みなかみ町役場(群馬県利根郡みなかみ町後閑 318)のハラサワ総務課長への通話録音の反訳書

(交換手) はい、みなかみ町役場総合案内です。

(私) はい、イマイと申します、ええ、はら、ええ、総務課のハラサワ課長お願いします、

(交換手) はい、お繋ぎします、お待ち下さい、

(ハラサワ) お電話代りました、ハラサワですが、

(私) あ、おはようございます、ええ、みなかみ町上牧のイマイです。

(ハラサワ) はい、おはようございます、

(私) ええと、昨日、自宅付近で、銃声が数発しました。

(ハラサワ) 昨日ですか? はい、

(私) はい、

(ハラサワ) 何時頃だったでしょうか?

(私) 15時から15時半の間です。

(ハラサワ) 15時から、15時30分の間ですね、

(私) はい、大雨の中で、銃声が数発響きました、

(ハラサワ) はい、ええと、ええ、そうすれば、ええ、獣害センターのほうに確認はします、

(私) さっき、しました、

(ハラサワ) あ、そうですか?

(私) さっき、しましたが、ええ、許可はしてますと、期間を指定して、特定の日とゆうん
じゃなくて、期間を指定して、許可はしてますと、

(ハラサワ) はい、

(私) ええ、イマイさんとゆうかたにお答えいただいたんですが、そうしますと、私の言った趣旨が、全く伝わってないことなるんですけども?

(ハラサワ) はああ、

(私) 私や、猟銃を使って脅迫されてますと、脅迫受けてますって言って、それを放置してたら、言った意味が何も無いですよ?

(ハラサワ) はああ、

(私) きろ、単に記録を出せつつじゃないんですよ? 子供の使いじゃないんだから、
そこであの、意味が無いってゆうか、また、発砲が起きたとゆうことはあの、ハンターの意
図なのか、それとも、町、町として、故意にそれを放置してるのか? つまり脅迫行為なのか

(ハラサワ) (苦笑)ああ、まあ、町として、そうゆうつもりは、ええ、もちろん無いと

(私) つもりが無くても、やってることが、全くの過失ですから、

(ハラサワ) なるほど、はい、はい、

(私) 脅迫んなっちゃいますよ? それ、それちょっとあの、どちらの意図なのか、確認したいんですけど?

(ハラサワ) どちらの意図とゆうと?

(私) 町の意図なのか? ハンターの意図なのか? もちろん、ハンターは、元々、脅迫の意図は持っています。それに、町が加担してるとゆうことなんでしょうか?

(ハラサワ) (苦笑)あの、直接、私のほうで、そういうあれをしているわけではないので。そこは確認しないとちょっとわかりません、はい。あの、そういう意図は無いと

(私) 少なくとも、記録を出せという意図は、元々、話の経緯を辿れば、単に記録を出せばいいってもんじゃないくて、当然あの、以後の活動を制限してほしいとゆう、取り締まってほしいとゆう意図が、当然に、込められてますよね? 命の危険に曝されてるんですよ?

(ハラサワ) (苦笑)あの、すいません、あの、イマイさんのおっしゃることもよくわかるんですけども、おっしゃることはわかるんですけども、まあ、私にはちょっとそこまで理解が足りなかったのかもしれませんね、はい、

(私) いや、ハラサワさんにその、抑える権限が無いんであれば、町長に代っていただきたいんですが?

(ハラサワ) いや、すいません、町長は今日、出掛けてますので、はい、あの、ちょっとお話しはできないと思います。

(私) ええ、少なくとも、昨日の発砲について、あの、誰に対して、ええ、誰に対してって、地元の猟友会なんだろうから、例のグループに決まってるんですが、いつからいつまで許可したのか、その事実だけ、そ、昨日の件に限って、ええ、お昼までにお答えいただきたいんですが?

(ハラサワ) ええと、すいません、許可を出した日とゆうことですか?

(私) ええ、事実を、あの、そこであの、白痴化されても困るんですよ?

(ハラサワ) あの、すいません、許可を出した日と期間とゆうことですよ?

(私) はい、昨日の発砲に限って、確認したいんです、昨日の発砲は、もう既に意味が違いますから、それまでとは。

(ハラサワ) ああ、

(私) 私がハラサワさんにあの、ご連絡を差上げたのは、最近差上げたのはもう、一週間経ってますからね、

(ハラサワ) そうですね、はい、

(私) 昨日発砲が有ったとゆうことは、それまでと全く意味が変わって来ますんで、

(ハラサワ) ああ、

(私) その点をご確認下さい、

(ハラサワ) ええ、わかりました、はい、

(私) 宜しく申し上げます、

(ハラサワ) はい、

以上

20191015 原告 今井豊

20171023 11:04 みなかみ町役場(群馬県利根郡みなかみ町後閑318)のハラサワ総務課長から、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)への通話録音の反訳書

(ハラサワ) 今はですね、10月1日から12月31日までの期間を許可してるとゆうことのようにですね、

(私) 3ヵ月ですか?

(ハラサワ) そうですね、そうみたいです、

(私) (苦笑)じゃ、禁猟期間なんて、無いようなもんじゃないですか? そんな、そんなんで、一年中なんじゃないですか? ひょっとして、

(ハラサワ) ニホンザルはなんかそう、駆除という形なので、そうみたいです。まあ、なぜ?ってゆう話は、もしあれなら、お手数でも、獣害センターのほうが詳しいので、まあ、そのへんは訊いていただくほうがよろしいかと思いますが。で、シカとイノシシについてはですね、ええ、やはり、10月の1日から、たぶん、11月の13日とゆわ、言っていましたので、これは、狩猟期間が始まるまでとゆうことなんだろうかな、たぶんこのへんが、狩猟期間が始まる日だと思うんですね、11月の中旬ぐらいだったと思いますので、で、まああの、場所はこう特定・・・(聞き取れません)・・・町全域で許可を出してるとゆうなことのようです。

(私) いや、あのう、私の訴えが全く反映されてない結果なってると思うんですけど、その点はどうお考えになりますか?

(ハラサワ) (苦笑)あのう、ただ、これについてはその、実際にまあ、ううん、イマイさんのお住まいの近くでは、うう、そうゆうことはしてない、とゆうようなことは言っていましたけど、そうゆう行為は。ただあの、ご近所のかたもいらっしゃいますので、あの、他のかたが、例えば有害鳥獣の駆除で、ええ、そうゆう申請、そうゆうことをお願いされれば、当然、そのかたのことも配慮しなきゃならないとゆうことはあるんじゃないでしょうか?

(私) や、そうゆう事実は有ったんですか?

(ハラサワ) あの、すいません、そこまで私、聞いてないので、ちょっとわか、わかりませんが、あの、ただあの、捕獲檻とかってゆうのは、地域のかた、設置してませんか?

(私) ああ、だいたいおっしゃる、たいことはわかってるんですが、あの、文書に、伺った時に、私が、あの、殺人を示唆する脅迫を受けていますと、同グループから、そうゆうふう主張してるはずなんです、それは認識されてますか? 文書もそう、明確に書いて在ったと思いますが? お渡しした文書にも、

(ハラサワ) あのう、だからその行為そのものが、ううん、なん、何と言っていいのか、ちょっと私共、こう、答える術が無いような気がしますけど?

(私) (苦笑)いやいや、それはあの、本来、警察があの、機能すべき話なんです、それが、故意に、犯罪として、機能してない以上は、それに代りうるのは、自治体しか無いんじゃないですか? 私の立場では。

(ハラサワ) まあ、だから、前にお越しになった時に、私もお話しさせていただいたと思うん

すけど、まずはそのやはり、行政が取締りとかってゆうのは、基本的にはできないので、それはもう、警察にお願いするしかないとは思いますがとゆうお話は、その時、させていただいたと思うんですけど？

(私) あの、その時の録音を蒸し返すつもりですか？ あの、少なくとも、そのグループを放置すれば、私と同じ目に、他の町民が、いつ何時、同じ目に遭うかもしれないんです、放置しといていいんでしょうか？ と問い掛けてますけども、明確に。

(ハラサワ) あの、だからあの、放置、そこは(苦笑)、なん、なんて言ったらいいんでしょうね、あの、放置とゆうことよりも、お、ううん、あくまでも、有害鳥獣の駆除を行っていることとゆうことではないのかなと思ってるんですけどね？

(私) いや、思ってるじゃなくて、私はあの、元々、治安を完全に喪失してますと、それは異常な事態ですよ？ もちろん、そうゆう事態で、あの、みなかみ町、地元自治体に、言わばSOSを発信してるんですが？ それを無視されてるんですけども？ もちろんその間にあの、前橋地検にもなん、10回も通ってますけども、ま、そちらも、ほとんど、全く犯罪的に無視してる状態ですけども、そういった、二つの捜査機関に完全に無視されて、あの、治安を喪失してる状態の人間に対して、また更にそれを放置して無視した、これはたいへんなあの、重大なあの、問題なると思えますけど、違いますか？

(ハラサワ) ううん、だ、あの、ま、目的と

(私) よってたかって、まさに迫害してる行為ですよ？ 殺人を示唆して迫害してるんですよ？ それに加担して、

(ハラサワ) そうゆうことではないと思うんですけどね、

(私) いや、そうゆうことにしかならないでしょ？ 貴方の立場で、

(ハラサワ) まあ、あの、獣害対策とゆう形で、ええ、その

(私) だから、嫌疑が晴れるまでは、無条件に近づけないってゆう選択をするのが、当り前の、選択じゃないですか？ 違いますか？ 嫌疑が晴れるまでは、絶対に近づくなと、そう命令するのが、命令ってゆうか、自分に権限が在るんだったら、そうゆう措置を取るのが、当り前の、自治体じゃないですか？

(ハラサワ) ああ、

(私) ああじゃなくて、そうでしょう？

(ハラサワ) ああ、なるほど、

(私) もう無条件に、嫌疑が、今それで裁判してるわけですから、無条件に、嫌疑が晴れるまでは、猟期に入ろうが、一切その地区で、猟をしてくれるなどゆうのが、当り前の、みなかみ町の取るべき態度でしょう？

(ハラサワ) はああ、なるほど、

(私) 近づいたら、町としてはもう知らないと、あんたらのことなん、あんたらのことは知らないと、突き、あのう、猟銃グループについて、突きは、突き放すのが、当り前の、町の取るべき態度でしょう？ 違いますか？

(ハラサワ) 違います(苦笑)、すいません、あの、ちょっと、う、

(私) その、笑いながら答えるの、止めてくれませんか？

(ハラサワ) ええ、どうに答えていいのか、ちょっとわからないですね、申し訳無いんですけど、

(私) さきほどお答えになったような、ええ、特例として許可している記録は、いつ頂けるんですか? もう一週間経ってますが?

(ハラサワ) そうですね、あの、いつ出せるのか、すいません、また確認をさしてもらって、前にも言った通り、内容を確認して、たぶん、あの、精査してるんだと思いますけど。出せる部分と、要は、消さなきゃなんない部分

(私) ええ、獣害対策センターのどなたが対応していただいてるんですか? 責任取れる立場のかたですか?

(ハラサワ) 資料を用意してるのは、当然、担当だと思いますけど、

(私) ええ、あの、参考までに、獣害対策センターの責任者のお名前を教えといていただけますか?

(ハラサワ) ええ、担当者、責任者とゆうか、所管の責任者とゆうか、所管は農政課になりますので、ええ、農政課長がそれをや、進めて、実際には、農政課長の下に獣害対策センターが在りますよね、

(私) うん、はい、農政課ってゆうのは、上津の、あの建物にいらっしゃるんですか?

(ハラサワ) ん、上津?

(私) 上津、地区、地区名で言うと?

(ハラサワ) あの、環境改善、月夜野の環境改善センターの中に在りますけど、

(私) ああ、そうですね、はい、わかりました、

(ハラサワ) はい、

(私) では早めにお願ひします、

(ハラサワ) はい、わかりました、

以上

20190805 原告 今井豊

20171024 15:20 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から獣害対策センター(みなかみ町布施 365)インダへの通話録音 反訳書

(交換手) (聴き取れません)

(私) もしもし、獣害対策センターお願いします、

(交換手) はい、少々お待ち下さい、

(インダ) あ、お待たせしました、獣害センターです、

(私) もしもし、あ、あのう、みなかみ町上牧 3158 のイマイと申します、

(インダ) あ、はい、いつもお世話になります、

(私) お世話になります、ええと、すいません、ちょっとあの、犯罪と思われるあの、脅迫と思われるあの、発砲被害についてなんですけども、

(インダ) はい、はい、

(私) ええと、センター長か、農政課長のほうがいいかと思うんですけども、お願いできますか？

(インダ) あ、ええとですね、今日、ええ、センター長は、今日休暇で一日居ないんですよ。

(私) あ、休暇？ ううん、

(インダ) はい、はい、すいませんね、申し訳無いんですけど、

(私) ええとですね、まああの、話すと長いんですが、さしあたりですね、一昨日の夕方ですね、あの、銃声が 4 発在りまして、

(インダ) 一昨日の夕方ですね、

(私) ええ、15 時台、15 時から 15 時半の間に 4 回の銃声が記録されてまして、

(インダ) 15 時 30 分から 16 時の間に銃声が 4 発ですね？

(私) あ、15 時から 15 時半ですね、

(インダ) あ？ 15 時から 15 時

(私) 半、

(インダ) はい、わかりました、はい、15 時 30 分ですね、

(私) ええ、さしあたりそれがあの、許可されたグループの発砲なのかとゆうか、ま、要するに、誰が撃ったのかを確定させたいんですけども、

(インダ) はい、はい、

(私) あの、今、猿と、猿とかに特例としてあの、駆除を依頼してるグループが在るやに聞いているんですけども？

(インダ) はい、はい、

(私) ま、そちらの猟友会に当たってみたいですかいんですけども？

(インダ) ああ、あ、それでええと、その猟友会に、例えばまあ、こちらから、その、訊いてみて、

(私) 確かにその時間に撃った人が居ますか？ と、ええ。もし、どこも該当が無いとゆうことになると、これはまあ、違法な発砲とゆうことなるんで、

(インダ) はい、はい、

(私) 正式にまあ、警察に捜査を依頼することができるんですけど、ええ、まずあの、適法な発砲、あの、許可を受けている人の中に該当が居るのかどうかをお調べいただきたいんですけど?

(インダ) その時間帯に、ええと、銃を、まあ、イマイさんの近くで撃った人が居るかどうかってゆうことを、ええ、確認したいとゆうことですよ?

(私) はい、

(インダ) で、それについて、回答は、ええ、センター長か、所長ってことですよ?

(私) うん、まあ、そのほうがありがたいですけど、まあ、どなたでもいいです、回答さえ頂けるなら、

(インダ) ああ、はい、

(私) はい、あのう、その件については、ええ、今日も役場のどなたかがあの、村人にあの、訊き込みに来たみたいなんですけどね?

(インダ) はい、はい、

(私) おそらく察するにあの、役場のハラサワ課長あたりではないかと思うんですけども、

(インダ) ああ、そうなんですか、ああ、はい、

(私) ええ、あの、ハラサワ課長に一週間ほど前、一週間ちょっと前にあの、そうゆう脅迫行為を受けているんで、特例として認めている記録を全部開示してくれとゆうふうに依頼してるんですよ、

(インダ) はい、はい、

(私) ええ、その最中で起きた発砲なんで、あの、大雨途中で発砲してること自体も非常に不審ではあるんですけど、少なくとも村人の中には依頼した覚えが無さそうなんですよ、訊き回ったんですけど、

(インダ) ああそうなんですか、はい、

(私) だから勝手にハンターが判断した発砲と思われるんですけど、ま、それが許可を受けてる連中かどうかなんですけど?

(インダ) ああ、その、ええと、一昨日の日曜日の、ええ、15時から15時30分の間に銃声が有ったっゆうことですよ、それについて、許可を受けた猟友会の者が、ええ、銃を撃ったかどうかってことを確認したいってゆうことで、で、それについて、あの、回答が欲しいとゆうことですよ?

(私) そうゆうことです、あの、私は3年前にあの、至近距離から相対であの、発砲を受けてる人間なんで、その、銃声に関しては人よりあの、詳しいと思うんですよ、経験が有るんで、まあ、その人間が判断して、銃声だと思うんで、間違いないと思うんですけど、

(インダ) ああ、はい、はい、

(私) とりあえずその、一昨日の事実についてだけ、さしあたり事実関係を知りたいんですよ、

(インダ) あ、そうなんですか、はい、

(私) ええ、正式に警察を動かす為に、はい。お願いしてもらえ、お願いできますか?

(インダ) そうすればその旨あの、所長、センター長に伝言しますので、わかりました、は

い、

(私) 話の対応、あの、内容としては、あの、命の危険を感じてる話なんで、まあ、なるべく急いで欲しいんですけども?

(インダ) あ、はい、わかりました、はい、はい、

(私) あの、お名前失礼ですが、

(インダ) はい、ええと、みなかみ町役場獣害対策センターのインダと申します、

(私) インダさん、はい、宜しくお願いします、

(インダ) はい、はい、はい、

以上

20190613 原告 今井豊

20171030 15:13 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から農政課獣害対策センター(みなかみ町布施365)タムラ所長への通話録音の反訳書

(タムラ) あ、もしもし? お電話代りました、タムラと申します、

(私) あ、はい、みなかみ町上牧3158のイマイと申します、

(タムラ) はい、いつもお世話になっております、

(私) お世話になります、先週あの、銃声の件であの、お電話さしあげてるんですが、伝わっておりますか?

(タムラ) ああ、あの、イマイユタカ様?ですね、ちょっと今、先ほど帰ってきたばかりなもので、ちょっとあんまりピンと来なかったもので、申し訳なかったですね、

(私) いえ、

(タムラ) ええと、あれですかね、ええ、10月の24日にお電話戴いた関係ですかね?

(私) そうですね、あの、22日の発砲、確かに銃、録音を聞くと銃声だと思うんですが、ただあの、録音した物を再生しているのかもしれないんで、本物の銃声かどうかは定かではないんですよ。

(タムラ) 録音? あの、イマイ様のほうで録音されたということですか?

(私) いえいえ、何者かが録音した物を流して私に聞かせてる可能性もあるんですよ、

(タムラ) ああ、何者かがあの、その関係でですね、何か銃発を、あ、銃声を4発聞いたので、そのへんのあの、調査ですか、その、どうゆう、その銃声がどうゆうものなのか? とゆうことで、調査してくださいとゆうのをあの、10月24日にお電話こちらにいただいた者側から、あの、聞いてるんですが、それからですね、あのう、イマイさんのほうにその件の関係でお電話しようと思ってたんですが、ちょっと今まであの、出たものですから今まで、こんな時間なっちゃったんですけど、あの、猟友会へ口頭により問合せをしたところですね、

(私) はい、

(タムラ) はい、そのう、現在のところ、同時刻にて発砲した猟友会が確認できませんでしたので、

(私) ああ、なるほど、

(タムラ) 該当有りませんとゆうことなんですよ、

(私) はい、特例を出している先では心当たりが無いとゆうことですね?

(タムラ) はい、それではあの、イマイ様のほうが確かにじゃあ、あれですかね、誰かがあの、銃声を録音した物を流してるんじゃないかってことですね?

(私) いや、その可能性も有るとゆうことです、

(タムラ) その可能性も有るとゆうことですか?

(私) その、まあ、空気音、後引く空気音の特徴から銃声であることは間違い無いんですが、それが普通に録音するまでの大きさで聞こえてるってことは、相当大掛りな装置になると思うんですね、その場合は、だから本物の銃声にまず間違い無いとは思いますが、

(タムラ) で、私共のほうで調査したところ、同時刻に発砲した猟友会は確認できませんでしたとゆうことなんで、銃を発砲したかたは居ませんとゆうことです。

(私) はい、

(タムラ) それでご報告さしていただくとゆうことでよろしいでしょうか?

(私) はい、とりあえずそれでいいんですが、ええ、それ以前からあの、ハラサワ総務課長
経由であの、お願いしてる、ま、あの、過去のその、特例の履歴ですね、

(タムラ) ああ、そのへんについてはですね、ハラサワ総務課長さんのほうにも、ほうにで
すね、資料等はお渡しさしていただいております。

(私) ああそうですか?わかりました、じゃあ訊いてみます。

(タムラ) よろしいでしょうか?

(私) はい、ありがとうございます、

以上

20190613 原告 今井豊

20180109 14:54 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)からみなかみ町農政課獣害対策センター(みなかみ町布施 365)タムラヒデアキへの通話録音の反訳書

(田村ヒ) もしもし、電話代りました、獣害対策センターです、

(私) あのう、上牧 3158 のイマイユタカと申します、お世話になります、

(田村ヒ) お世話になります、

(私) ええと、所長さんは今、おいででないでしょうか？

(田村ヒ) ええ、あのう、出てしまってるんですけど、はい、

(私) あ、そうですか、ええと、二点確認させていただきたいんですけども？

(田村ヒ) はい？

(私) ええ、まあ、じつはあの、ええ、1月3日にもあの、4発ほど銃声が有ったもので、その、それでうかがってるんですけども、

(田村ヒ) はい、

(私) ええ、私がああ、その、高橋和俊グループから脅迫受けてるとゆう主張をしてるのは、お聞きなってますか？

(田村ヒ) はい、

(私) ええと、それについてあの、町では何かその、ええ、取り締まるなり、何かあの、アクションはされてるんでしょうか？

(田村ヒ) あの、総務課長さんとお話されてると思うんですよ？ ですので、総務課長とお話していただいたほうがよろしいのかなと思うんですけど？

(私) ああ、そうですか？

(田村ヒ) あの、特にうちのほうとしては、今、狩猟期なものですから、あの、一般の猟であれば、あの、危険の無い限りあの、撃ってもいいことになってると思いますので、はい、

(私) ええ、ということは、今んと、今までのところは、特に何も、まあ、申入れなり、してないってことですね？ 町として。

(田村ヒ) そうですね、

(私) ふうん、はい、それが一点目とですね、あの、その件に絡んであの、警察から何か照会を受けたこと有りますか？

(田村ヒ) 今のところ、照会は受けてないですね、獣害対策センターとしては。

(私) そうですか、はい、わかりました。失礼ですが、お名前を？

(田村ヒ) 私、タムラと申します、

(私) あ、タムラさん、あれ、タムラさん、所長さんではありませんか？

(田村ヒ) あ、あの、所長もタムラなんですけど、私、タムラヒデアキと申します、

(私) あ、わかりました、すいません、それだけお聞きしたかったものですから、

(田村ヒ) はい、

(私) はい、ありがとうございます。

(田村ヒ) はい、

以上

20190613 原告 今井豊

20190403 16:39 みなかみ町農政課獣害対策センター(群馬県利根郡みなかみ町布施 365)イ
ヒラから自宅(みなかみ町上牧 3158-1)の私への通話録音の反訳書

(私) しました、そうしますと、ええ、まあ、もちろん警察に問題が有るんですけども、う
うん、町としてはそれ、どう考えるんですか?

(イヒラ) や、あの、町もうんと、個人情報で、本人の同意が無ければ、あの、他のかたに、
住所ですとか名前ですとか、そういったものを教えることができませんので、で、それは、
ええと、ええ、先ほども申し上げました通り、ええ、お教えできないとゆうことですね。

(私) ううん、まあ、その、そういう問題ではなくてね、私が訴えてるのは脅迫罪なんです
よ?

(イヒラ) まあ、その話と、今のその、電話番号教えてくれてってゆうのはまた別の話なんで
すよ、で、ちょっともう、ええとすいません、あの、何度も申し上げてるんですけど、あの、
役場から、ええ、そういった個人の氏名、住所ってゆうのはあの、教えられないとゆうこと
で、あの、ご了解を願いたいんですよ。

(私) いや、そういう次元の話ではないってゆうのは、そちらもね、住民の安全に配慮する
責務は有りますよね? 当然。有るんですよ、あの例えばね、都会のど真ん中で発砲事件が
起れば、当然それ事件ですよ?

(イヒラ) ああそれは、ちょっとその私からどうこう言える話ではないので、

(私) それと同質の行為をされてると私は主張してるんです?

(イヒラ) ああ、で、だから、ええと、住所と名前教えろってことですかね? 役場から、
はい、

(私) いや、あのう、住民に危害が及ぶ恐れを看過できますか? とゆうことを前々から申
し上げてるんですよ? とゆうのは、その狙撃者がやった行為とゆうのが、物凄く異常でし
てね、

(イヒラ) はい、はい、

(私) あのう、直線距離 30m で、しかも私が無意識のうちに、ほぼ相対で発砲してるんです
よ?

(イヒラ) はい、はい、

(私) で、ひょっとしたら、私を狙ったものか、外しただけかもしれないんですよ?

(イヒラ) はい、はい、

(私) それは、あのう、当り前に、違法ですよ? なぜ違法かとゆうとまず、ええ、暴行
罪とゆうのが刑法に在りましてね、音波による直接的な物理攻撃をしていますから、まず、暴
行罪に当るだろうと。

(イヒラ) はい、はい、

(私) で、もう一つは狩猟法ってのが有りましてね、38 条には、弾丸の到達する恐れのある
人に向けて発砲してはならないと、ゆうくだりがあるんですけども、そこに該当してる
だろうと、弾丸の到達する恐れ、有るでしょ? 充分、距離から言えばね? ま、ですからそ
の二面から違法性は明らかなんですよ?

(イヒラ) はい、はい、はい、

(私) それを警察が、あまりにもデタラメに隠蔽してるんですよ? まさにそれ、犯罪なんです、警察の職権濫用による犯罪なんですけども、だからといってあの、それを主張された町、ええ、最も近い自治体が、それを見過ごしていいんですか?

(イヒラ) えと、その今のお話とは、と、あの、住所と電話番号教えろってゆう話は、あの、ちょっとお話が違うと思いますので、

(私) 違うけど関連してるんですよ?

(イヒラ) あ、それは、あの、イマイさんの理論ですよ? あの、イマイさん、今おっしゃってる内容なので、あの、ちょっと、すみません、ちょっと今、業務中なので、あのう、たいへん申し訳ないんですけど、先ほど申し上げました通り、ええ、高橋和俊さんのご住所と名前については、教えられないとゆうことで、あの、ご了承したいのと、これで電話を切りたいんですが、よろしいですか?

(私) いや、全然よろしくないでしょう? そのまま切っちゃったら、貴方があの、ええ、刑事訴訟法 239 条の公務員の犯罪しょくはつ、あ、告発義務に抵触すると思いますが?

(イヒラ) いや、それはちょっとわからないんですけど、

(私) いや、わからないって、それを私は訴えておりますが、今のお話を聞いて犯罪性を感じないわけですか?

(イヒラ) あのすみません、それについては、ちょっと私があ、お答えする立場ではないので、ちょっと申し訳ないんですけど、

(私) いや、お答えする立場ですよ? それ公務員一人一人に要請されていることですから、

(イヒラ) ああ、そうなんですか? すみません、ちょっとそれについて、ちょっと私ではお答えできませんので、

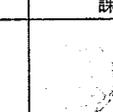
(私) いや、即答できる話ではないかもしれませんが、お答えいただくべき立場です?

(イヒラ) ああ、そうゆう話であれば、ちょっと私がお答えできませんので、ええ、何度も申し上げてるんですけど、あの、先ほどのかたのご住所と名前につきましては、お答えできませんとゆうことで電話を切らしていただきます。

(私) 貴方個人、個人で仕事してるわけじゃないですよ?

以上

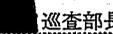
署 担 当 課 長	課	員
		

所 属 長	次 席 等	課 員
		

受理番号 **1511710000038**

男女間トラブル 自殺企図者 重要案件 開示不可 他所属移管 他所属参考送付

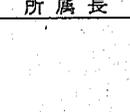
相 談 業 務 報 告 書

受理担当者	所 属 沼田警察署	課・係 生活安全課生活安全係	階 級 警部補	氏 名 柳岡 頭 (職員番号 	
受理日時	平成 27年 1月 11日 15時 27分 ~ 17時 21分 までの間 (24時間制で記入)				
相談者	(住 所) 群馬県利根郡みなかみ町上牧3158番地1 (職 業)  (氏 名) 今井 豊 性別 - 男 ( 歳) TEL FAX/携帯 				
相談方法	来訪 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> Eメール <input type="checkbox"/> 署 (所) 外活動 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>	種 別 			
件 名	狩猟の仕方について				
相談概要	110番指令215 (50メートル手前で猟銃を撃ったものを捕まえている)との通報に基づき、現場急行したところ、相談者が 人が近くにいるのに射撃されて驚いた。 木を燃やして、火の番をしていたら、銃の発射音が聞こえて、音の方向を確認したら人がいて、この人が撃ったのだと思った。 確認した時は、猟銃は構えていたかどうかは見えなかったが、体の向きは私のほうではなく、山の方向を向いていた。 と申し立てた。				
処理結果備考	本職及び地域  警部補、  巡査部長、  巡査、  巡査が臨場した。 現場には、相談者の他に、 本件射撃をした者である  追い子 				

【措置結果】 [解決 他機関引継 他県警引継 苦情処理済み] 《継続 引継 苦情継続 》

【最終処理結果】

〔対応責任者氏名等〕

所 属 長	課 署 員
	

所属 課・係
階級 氏名 印
(職員番号)

最終処理結果備考	<div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 20px; width: 100%;"></div>				
----------	---	--	--	--	--

【最終措置結果】 年 月 日 [解決 他機関引継 他県警引継 苦情処理済み]

乙 第 2 号 証 の 1

□ 処理結果

を認めた。

射撃場所、及び通報者の位置確認等を実施し、状況について聴取し後日連絡する旨を伝え現場を後にした。
帰署後、午後7時10分頃から午後7時23分頃までの間、相談者に架電し、射撃の方向等から判断し、違反でない旨を説明したところ、

急に、射撃されて脅迫された。今後、似たようなことがあったらまた通報する。

違反にならないのなら、俺も同じことをしようかな。俺がおかしいというのか
等と申し立てたことから、おかしいとは一言も言っていないと伝えたところ、

そうでしょ。記録として残してもらいたい。

と申し立てたことから、記録に残す旨を伝え、相談者が今回の件について、

何も記録に残らないんじゃ

あとで、確認した時に今回のことがあったことが分かるようにしてもらいたい
旨を申し立てたことから、相談者が今回通報したことに関する個人情報開示請求について説明した。

また、今回射撃をした者は、現場において

（使用銃については、XXXXXXXXXX銃番号XXXXXXXXXX）であり、

通報者に胸ぐらをつかまれた。免許許を取り消させてやる。

等と言われたと申し立てていたことから、相談者に対し確認したところ、

襟を触った。片手で胸ぐらをつかめるのか、あの程度で胸ぐらを掴んだと言うなら、あの付近で狩猟できないようにしてやる。村に出入り禁止にしてやる。

等と興奮して申し立てていたが、記録に残す旨を伝えたところ納得して断電したものを。

相談者から射撃場所までの直線距離31メートル

相談者から射撃方向の延長線上までのおろし15.6メートル

銃口先から相談者の方向約31度

署長	副署長	課長	係長	課員
				

平成30年11月12日

群馬県安中警察署長
警視 須田 春治 殿

群馬県安中警察署
警部 柳岡 頭 

乙第3号証の1

質問事項に対する回答について

原告「今井豊」の「前橋地方裁判所平成30年（ワ）第356事件」つき、本職が現在記憶している内容（各質問事項に対する「回答」）は、別添「質問事項に対する回答」とおりであるから報告する。

記

- 添付資料
別添「質問事項に対する回答（柳岡頭警部）」

別添：質問事項に対する回答（柳岡頭警部）

1 釈明書1頁最下段から数えて3行目から2頁2行目までの部分及び釈明書7頁本文4行目から7行目までの部分

(1) 質問事項

原告「今井豊」は訴状において、

- 平成27年1月11日の猟銃発砲事案（「原告が畑にいたところ、約30メートルの距離から猟銃で狙われ発砲された」と主張している事案）につき、原告がすぐに電話通報し、沼田署の警察官5人が現場検証した。
- さらに同日午後6時頃、沼田署に戻った柳岡警部補から、原告の携帯電話に電話があり「脅迫には言葉が必要」と頑なに繰り返した。
- また原告が「こんな異常な発砲に言葉が要るのか？」と抗議しても見直さず、以後にわたり平行線を辿った。

旨主張している。

この主張に関して、柳岡警部が記憶していることを回答願います。

(2) 回答

- 私は平成27年1月11日当時、沼田警察署生活安全課において警部補として勤務していた。
- 原告は「これは、猟銃を使用した脅迫だ」と終始申し立てていた。
- 狩猟者は原告に胸ぐらをつかまれた旨を申し立てている。
- 原告に胸ぐらをつかんだ事実について、確認したところ胸ぐらをつかんだことを認めている。
- 猟銃発砲事案については、狩猟者が「原告の所在（位置）、獲物の位置、射撃方向等を確認した上で発砲していること」、「原告を驚かせたことについて謝罪したこと」等から、「害悪の告知」に該当せず「脅迫罪」は成立しないことや違法ではないことを確認している。
- 狩猟者の発砲が「脅迫罪」に該当しないこと等について何度も説明したが、原告は納得しなかった。

2 釈明書7頁本文8行目から9行目までの部分

(1) 質問事項

原告「今井豊」は訴状において、

- 平成27年1月14日に、原告からの「鹿は実在したのか？」との前日（平成27年1月13日）の沼田署での指摘に基づき、沼田署の警察官3人による再現現場検証があり、柳岡警部補から「鹿の足跡があった」との報告があった。

旨主張している。

この主張に関して、柳岡警部が記憶していることを回答願います。

(2) 回答

- 私は平成27年1月14日当時、沼田警察署生活安全課において警部補として勤務していた。
- 狩猟者立会いの下、生活安全課の松本巡査と共に現場確認を実施した。

- 雪面に新しい鹿の足跡を確認したが、降雪により本件事案当時の鹿の足跡の発見には至らなかった。
- 狩猟者が説明した射撃方向での被弾した鹿は確認に至らなかった。
- 原告に被弾した獲物（鹿）の存在は確認に至らなかった旨を報告したところ「下手だね」等と申し立てた。

3 釈明書3頁本文7行目から10行目までの部分及び釈明書7頁25行目から28行目までの部分

(1) 質問事項

原告「今井豊」は訴状において、

- 平成27年1月27日、原告は沼田署に電話し、「猟銃発砲事案」があったこと、狙撃グループが平成27年1月26日午前9時頃原告の畑に夥しい血痕を散乱させたこととの相互関連性で、「平成27年1月26日午後5時頃、狙撃グループが原告の帰途上（上牧2517-2付近）に頭と毛皮だけにした小猪の死骸を二匹置いたこと」と「平成27年1月27日午前9時頃、狙撃グループが上記死骸のうち一匹を隠したこと」の現場検証を要請した。
- しかし、柳岡警部補は「鳥の仕業であり事件性なし」と主張した。
- そこで原告が「それはおかしい。真っ先に狙撃グループとの関連を疑うべき。例の注意なり処分の事実があったのか？」と質したが、柳岡警部補は、返事をせず、根拠なく要請を拒否した。

旨主張している。

この主張に関して、柳岡警部が記憶していることを回答願います。

(2) 回答

- 私は平成27年1月27日当時、沼田警察署生活安全課において警部補として勤務していた。
- 「死骸等の放置」については、それが「狙撃グループ」による原告に対する脅迫であるとする合理的理由は認められないものと判断した。
- 現場臨場は水上交番勤務員に依頼し、水上交番勤務員からの報告を受け、原告に上記内容を回答したが、何度説明しても、原告は納得しなかった。

4 釈明書4頁24行目から27行目までの部分及び釈明書8頁4行目から7行目までの部分

(1) 質問事項

原告「今井豊」は訴状において、

- 平成27年2月20日午前、原告が沼田署生活安全課において、柳岡警部補ほか1人に未決事項を質した。
- しかし2人とも約2時間終始黙秘で何も進展しないまま途中で打ち切った。
- 帰りがけに「本件についてもうこれ以上お話することはありません」と別の1人から理不尽に宣告された。

旨主張している。

この主張に関して、柳岡警部が記憶していることを回答願います。

(2) 回答

- 私は平成27年2月20日当時、沼田警察署生活安全課において警部補として勤務していた。
- 当時対応した記憶はあるが、誰と一緒に聴取したかは覚えていない。
- 何度か原告に対応し、「猟銃発砲事案」や「死骸等の放置」について説明を行っており、黙秘していたことはない。

5 猟銃発砲事案について（自由回答）

(1) 質問事項

上記のほか、猟銃発砲事案（平成27年1月11日の群馬県利根郡みなかみ町上牧地内における猟銃の発砲事案及び同事案に端を発する一連の事案）につき、記憶していることで格別な事項があれば、自由に回答願います。

(2) 回答

- 猟銃発砲事案については、現場臨場した上で、捜査等した結果等から、
 - ・ 狩猟期間内に、
 - ・ 狩猟可能区域において、
 - ・ 銃砲所持許可及び狩猟免許を有する猟友会所属の狩猟者が、
 - ・ 「原告がいることを認識し、原告に銃口が向かないように注意しつつ、獲物（鹿）の動静を見極め」た上で射撃したものであること、

さらに具体的には、

- ・ 発砲者から見て獲物は「左から右（原告がいた位置から離れていく方向）」に進んでいた。そこで、発砲者は、スコープをのぞく前から原告がいるのが分かっていたので、獲物が一定程度原告から離れたのを確認してから、スコープで獲物を照準し、なるべく原告から獲物が離れるタイミングを狙っていた。そして、獲物が原告から離れ、その先の木に隠れるギリギリのタイミングを待って発砲した

ものであり、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）第10条（所持の態様についての制限）第3項違反、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「狩猟法」という。）第38条（銃猟の制限）違反及び脅迫罪に抵触するものではないことを確認した。

また、その結果、「銃刀法第10条の9（指示）、同法第11条（許可の取消し及び仮領置）、「狩猟法第52条（狩猟免許の取消し等）」に該当せず、行政処分を行う必要は認められないことを確認した。

- 原告に対する説明等については、猟銃発砲事案に関し、狩猟者による「暴行罪」も成立しないこと、行政処分を行わないことや、また、死骸等の放置に関し、事件性は認められないことについて、猟銃発砲現場や沼田署、原告との架電において、説明を尽くした。また、警視庁東村山署及び埼玉県浦和西警察署に確認した結果についても、原告に説明した。さらに、開示請求方法等原告の利便を図るための制度についても説明した。

6 郵便局員配達事案について（自由回答）

(1) 質問事項

上記のほか、郵便局員配達事案（平成29年4月5日に原告の自宅を郵便局員が

配達に訪れた事案)につき、記憶していることで格別な事項があれば、回答願います。

(2) 回答

○ 特になし

(平成29年当時は沼田警察署で勤務していない)

7 原告「今井豊」について (自由回答)

(1) 質問事項

上記のほか、原告「今井豊」につき、記憶していることで格別な事項があれば、自由に回答願います。

(2) 回答

○ 原告は1月11日の猟銃発砲事案以降に起きた事案について、1月11日の猟銃発砲事案の延長であり、俺に対する脅迫だと、主張していた。

本部長	部長	参事官	管理官	次席	課員

平成30年11月12日

乙第3号証の2

群馬県警察本部刑事部捜査第一課長
警視 萩原 充裕 殿

群馬県警察本部刑事部捜査第一課
巡査部長 黒岩隆宏 

質問事項に対する回答について

原告「今井豊」の「前橋地方裁判所平成30年（ワ）第356事件」つき、本職が現在記憶している内容（各質問事項に対する「回答」）は、別添「質問事項に対する回答」のとおりであるから報告する。

記

1 添付資料

別添「質問事項に対する回答（黒岩隆宏巡査部長）」

別添：質問事項に対する回答（黒岩隆宏巡查部長）

1 釈明書2頁最下段から数えて14行目から12行目までの部分及び釈明書7頁本文12行目から13行目までの部分

(1) 質問事項

原告「今井豊」は訴状において、

- 平成27年1月26日午後2時頃、原告は「畑への通り道上の峠付近に夥しい血痕があり、先日の狙撃グループによる連続の脅迫行為と思われるので現場検証してほしい」旨警察に通報、要請したところ、黒岩巡查部長ほか1人が検証した

旨主張している。

この主張に関して、黒岩巡查部長が記憶していることを回答願います。

(2) 回答

- 私は平成27年1月26日当時、沼田警察署地域課において巡查部長として勤務していた。
- 数年前の事案であり、記憶が曖昧な部分はある。
- 「死骸等の放置」については、
 - ・ 現場臨場した上で、位置の測定、写真撮影等を実施した。
 - ・ 現場で猪の死骸等を確認し、「ハンターが普通に獲物を捌いた結果」と判断した。「残渣放置規則（狩猟法第18条）」への抵触を念頭に調査した。しかし、当該ハンターは判明しなかった。
 - ・ 「原告の通り道に小猪2頭の毛皮放置と、1頭分の隠匿」が「狙撃グループ」による原告に対する脅迫行為であるとする合理的理由は認められないものと判断した。

2 釈明書2頁最下段から数えて11行目から9行目までの部分及び釈明書7頁本文14行目から16行目までの部分（上記項目1の続き）

(1) 質問事項

原告「今井豊」は訴状において、

- 平成27年1月26日午後3時頃、検証現場からの畑の原告への電話報告において、黒岩巡查部長は、「通り道からかなり離れた場所に大小各一匹の猪の死骸があった。血痕については通り道よりむしろ死骸の周囲に集中しており、ハンターが通常に獲物を捌いた結果と判断するので事件性は感じない」と見解しました。

旨主張している。

この主張に関して、黒岩巡查部長が記憶していることを回答願います。

(2) 回答

- 私は平成27年1月26日当時、沼田警察署地域課において巡查部長として勤務していた。
- 数年前の事案であり、記憶が曖昧な部分はあるが、原告には事件性は感じない旨を説明した記憶がある。

3 釈明書2頁最下段から数えて8行目から4行目の途中(末尾は「以後にわたり平行線を辿りました。」となっている部分)までの部分及び釈明書7頁本文17行目から21行目までの部分(上記項目2の続き)

(1) 質問事項

原告「今井豊」は訴状において、

○ 私はこれに対し「それはおかしい。真っ先に狙撃グループとの関連を疑うべき。先日の狙撃につき、何らかの注意または処分を受けたはずの狙撃グループが行った行為をすれば極めて無神経かつ不審な行為だと感じるがいかがか?どのような注意または処分をしたのか?」と抗議しました。

○ これに対し黒岩巡査部長は、「それは知らないのでヤナオカに聞いて欲しい。とにかく事件性は感じない」と理不尽に頑なに繰り返し、以後にわたり平行線を辿った。

旨主張している。

この主張に関して、黒岩巡査部長が記憶していることを回答願います。

(2) 回答

○ 私は平成27年1月26日当時、沼田警察署地域課において巡査部長として勤務していた。

○ 平成27年1月中旬ころ、原告側が所有する畑付近で狩猟を行っていた者と、原告がトラブルとなった事案があった。

当時生活安全課の係長として勤務していた柳岡警部補他数名の者が現場臨場し、関係者からの事情聴取をした。

柳岡警部補が事情聴取した内容等は詳しく把握していなかったもので、原告の質問については「柳岡警部補に聞いてもらいたい。」旨は説明した覚えがある。

4 釈明書3頁本文19行目から23行目までの部分及び釈明書7頁本文29行目から33行目までの部分

(1) 質問事項

原告「今井豊」は訴状において、

○ 原告が平成27年1月29日午前、沼田署に電話したところ、対応した黒岩巡査部長は、『平成27年1月26日午後5時頃、狙撃グループが原告の帰途上(上牧2517-2付近)に頭と毛皮だけにした小猪の死骸を二匹置いたこと』と『平成27年1月27日午前9時頃、狙撃グループが上記死骸のうち一匹を隠したこと』は、とにかく100%獣の仕業であり事件性無し」と主張した。

○ これに対して原告は、「それはおかしい。真っ先に狙撃グループとの関連を疑うべき。例の注意なり処分の事実があったのか?」と質したところ、またも返事はなかった。

○ 原告が更に「それを知らなくて事件性を判断できないのでは?」と質したところ、「とにかく事件性無しと判断するので検証には行かない」と理不尽に現場検証の要請を拒否した。

旨主張している。

この主張に関して、黒岩巡査部長が記憶していることを回答願います。

(2) 回答

- 私は平成27年1月29日当時、沼田警察署地域課において巡査部長として勤務していた。
- 原告に対し、猪の死骸が移動していた事については、獣が移動させた可能性がある旨は説明した記憶がある。
- 猪の死骸が放置された現場には何度も臨場し、写真撮影等を実施した記憶がある。

5 猟銃発砲事案について (自由回答)

(1) 質問事項

上記のほか、猟銃発砲事案 (平成27年1月11日の群馬県利根郡みなかみ町上牧地内における猟銃の発砲事案及び同事案に端を発する一連の事案) につき、記憶していることで格別な事項があれば、自由に回答願います。

(2) 回答

- 特になし

6 郵便局員配達事案について (自由回答)

(1) 質問事項

上記のほか、郵便局員配達事案 (平成29年4月5日に原告の自宅を郵便局員が配達に訪れた事案) につき、記憶していることで格別な事項があれば、回答願います。

(2) 回答

- 特になし (平成29年当時は沼田警察署で勤務していない)

7 原告「今井豊」について (自由回答)

(1) 質問事項

上記のほか、原告「今井豊」につき、記憶していることで格別な事項があれば、自由に回答願います。

(2) 回答

- 特になし